

総務財政委員会記録

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和6年3月19日（火）午前10時0分～午後1時9分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

1. 陳情第70号 ミャンマー軍が実施した徴兵制に対し、ミャンマーの若者たちの安全確保を要請する意見書提出を求める陳情
2. 陳情第71号 旧統一教会及び関連団体と関わらない市政の実現を求める陳情
3. 陳情第73号 選択的夫婦別姓の導入に向け一日も早い民法改正を要請する意見書提出を求める陳情

（企画調整局）

1. 報 告 次期「基本構想（素案）」について
（市長室・行財政局）

[令和5年度]

1. 予算第48号議案 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
2. 第94号議案 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件
（地域協働局）
1. 陳情第74号 日本政府に女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書提出を求める陳情
2. 陳情第80号 六甲アイランドのまちづくりに関する陳情

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 吉 田 健 吾

副委員長 ながさわ 淳一

委 員 原 直 樹

大かわら 鈴子

吉 田 謙 治

浅 井 美 佳

平 野 章 三

上 原 みなみ

よこはた 和幸

細 谷 典 功

平 井 真千子

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日は、3月15日の本会議で付託されました議案及び陳情の審査のほか、報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

なお、吉田謙治委員と上原委員は、交通事情のため遅刻する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、日本共産党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありましたので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

お手元の協議事項のとおり、本日は会計室及び選挙管理委員会・人事委員会・監査委員の審査は予定しておりませんが、これらの所管事項に関して質疑の予定はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 特にないようですので、会計室及び各行政委員会の待機を解除しますから、御了承願います。

次に、陳情第71号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、この後、直ちに口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、さよう決定いたしました。

次に、口頭陳述の申出がありませんでした陳情第70号は、ミャンマーの若者たちの安全確保をミャンマー軍に要請する意見書を国に提出することを求める趣旨であり、陳情第73号は、選択的夫婦別姓制度の導入へ民法改正を求める意見書を国に提出することを求める趣旨であり、陳情第74号は、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求める意見書を国に提出することを求める趣旨であり、陳情第80号は、六甲アイランド内に市の出張所を設置することを求める趣旨であります。陳情の具体的な内容については、陳情文書表及び陳情書を御参照願います。

○委員長（吉田健吾） それでは、これより審査に入ります。

最初に口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしく願いいたします。

それでは、陳情第71号について口頭陳述を聴取します。

今井さん、前へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 中央区の今井でございます。今日は、旧統一教会及び関連団体と関わらない市政を実現したいという陳述でございます。

概略だけで、ちょっと時間の関係もありますので、簡単に申し上げますが、2022年7月8日に

発生した安倍さんの襲撃事件をきっかけに、御存じのとおり旧統一教会及び関連団体——以下、教団と言いますけれども、高額献金や、いわゆる靈感商法などの問題が改めて社会の耳目を集めています。その後、教団が宗教の名を借りて、数々の不法行為を行ってきたことが認められ、問題となり、監督官庁たる文化庁ですけれども、令和5年10月13日、教団に対する解散命令を東京地裁に請求しました。一方、政治家や行政と教団との関係も問題視されました。宗教団体を隠れみのにする反社会的行為を繰り返す中で、教団が選挙支援や寄附などによって、政治家や行政との関係を見せて、その活動の正当化や信頼醸成に利用してきたことも次第に明らかになりました。

このような経緯の中で、安倍元首相の襲撃事件以降、2022年9月には、富山県議会や大阪の富田林市議会、また'22年11月には大阪市会、12月には北九州市議会で、それぞれ教団との関係を絶つ旨の決議を行っています。神戸市においても、銃撃事件以前ではありますけれども、市会議員の紹介で職員の教団行事参加や、寄附の受領があったことが報道されております。その当時、教団の反社会性がどの程度認知されていたかは不明なところがございますが、少なくとも今後、神戸市会においても他の地方議会同様、議員及び行政は教団との関係を一切絶つことを決議することが大切だと思います。よって、陳情事項なんですけれども、行政の監視を目的とする議会は、旧統一教会及び関連団体とは一切関係を絶つ決議を行っていただきたいと思います。

以上でございます。ちょっと補足させていただきますが、この統一教会の問題は、その後いろいろと文科省でも判断がありまして、直近では全国でいろんなところに働きかけがあったんですけれども、直近の情報では、先ほど申し上げました大阪市、富田林市は地裁が判断をしまして、決議は行政訴訟での取消し対象にはならないと述べました。原告が併せて求めていた各350万円、損害賠償請求も棄却しております。

あと、実は私ども、この問題に取り組むに当たり、市民団体であります……

○**委員長**（吉田健吾） 陳述人に申し上げます。5分が経過しましたのでおまとめいただきますようにお願いいたします。

○**陳情者** はい、すみません。活動の一環として、一般の市民を対象に1,407名の方の署名を頂いております。この署名は、もちろんこれに賛同して、ぜひ達成してほしいとの署名でございます。

以上でございます。遅くなりましてすみません。

○**委員長**（吉田健吾） 口頭陳述は終わりました。

どうも御苦労さまでした。

なお、本陳情につきましては、後ほど意見決定をいたします。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

委員各位におかれましては、企画調整局が入室するまで、この場にてしばらくお待ち願います。

（午前10時8分休憩）

（午前10時10分再開）

（企画調整局）

○**委員長**（吉田健吾） それでは、これより企画調整局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件について当局の報告を求めます。

辻局長、着席されたままで結構です。

○**辻企画調整局長** おはようございます、企画調整局でございます。では、着座にて御説明させていただきます。

それでは、次期基本構想（素案）に係る報告1件につきまして御説明を申し上げます。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

1. 概要でございますが、本市の総合基本計画がいずれも令和7年度末に計画終期を迎えるということから、令和5年度から次期総合基本計画の策定に着手してございます。このうち、基本構想につきましては、まちの基本理念といたしまして、計画終期は定めず、将来に紡いでいくべき神戸ならではのまちの魅力や、未来に向けた方向性を端的に定めるものとして策定することといたしております。

このたび、アンケートやワークショップなどを通じて寄せられた様々な意見を収集・分析し、次期基本構想（素案）として取りまとめいたしましたので、御報告を申し上げます。

2. 収集した主な意見でございますが、まちの魅力やひとの魅力、未来の神戸に関する御意見を抜粋して記載をしております。なお、参考資料といたしまして、市民からお寄せいただきました御意見等をまとめた意見集をお付けしておりますので、後ほど御参照ください。

次に、3. 基本構想（素案）の構成でございますが、前段を、先人から紡いできた神戸ならではのまちやひとの魅力、後段を、これらの神戸の魅力を生かしながら目指していく未来のまちに向けた方向性をお示しする2段構成としてございます。

2ページを御覧ください。

次期基本構想（素案）の全文を掲載をしております。

3ページには、基本構想（素案）の文言解説を記載しておりますので、こちらを見て御説明を申し上げます。

基本構想（素案）の内容でございますが、前段の、まちやひとの魅力といたしまして、1段落目に、原点となります神戸の自然や歴史を、2段落目に今のまちの魅力を、3段落目に今のひとの魅力をまとめてございます。4段落目につきましては、前段の先人たちからの受け継がれてきましたまちやひとの魅力と、後段の未来のまちに向けた方向性につなぐ段落といたしまして、5段落目には豊かな生活ができるまちを、6段落目には世界に発信・貢献するまちを、そして最後の7段落目に誇りを育むまちを目指していくことを示してございます。

4ページを御覧ください。

5. 次期基本構想の策定スケジュールでございます。

令和6年4月に第1回総合基本計画審議会を開催いたしまして、次期基本構想（素案）を諮問をいたします。その後、第2回審議会及びパブリックコメントを実施の上、8月に予定しております第3回審議会を経て、12月に基本構想につきまして神戸市議会基本条例に基づく会議事件といたしまして上程をさせていただくことを予定してございます。

また、参考、策定スケジュールでお示ししておりますとおり、基本計画及び実施計画につきましても、令和7年度末の策定に向け検討を進めてまいります。

以上、報告1件につきまして御説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、報告事項次期基本構想（素案）について、御質疑はございませんか。

○委員（大かわら鈴子） 1ページのところで、2番の収集した主な意見の段のところで、未来の神戸の下のほうのところに、神戸空港の国際化や三宮再整備によるまちの活性化という項目が、

主な意見ということで出されていて、16ページのところを見ると、市外在住者からは、神戸空港の国際化や三宮再整備によるまちの活性化を期待する声が多いということで書かれているんですが、これ市外からの、その神戸空港とかのこの分について何件ぐらい出されているんでしょうか。ちょっとこの中にはなかったの、見れなかったんですが。

- 岡山企画調整局副局長** 市外からの御意見をお答えさせていただきます。アンケートにつきましては、5か国語ということで、日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語で作成いたしました。それで、KOBELPRアンバサダーでありますとか、国際コミュニティセンター、外国人コミュニティへの周知、あるいはKOBESTUDYABROADのウェブサイトなどの記載により展開いたしました。

外国人からの御意見は59件でございます。英語51件、中国語4件、ベトナム語3件、韓国語1件の回答があったほか、ワークショップで私も参加しましたが、中国人の方、あるいはロシアの方も参加されてございます。

以上でございます。

- 委員**（大かわら鈴子） その59件のうちで、空港などに関しては何件ありましたか。
- 岡山企画調整局副局長** すみません、細かい数字は、ちょっと改めてまた御説明したいと思います。

- 委員**（大かわら鈴子） ちょっと私が何でこんなことをお聞きしたかといいますと、この後ろの意見集も見せていただいたんですが、この意見集については神戸市内の方ですね、全部。全部見てみてたんですけども、印象として神戸空港とかそういうのはもう数えるほどしか、3～4件かなぐらいしか見当たらなかったんです。で、それよりも自然のことであるとかの、昭和の町並みやとか、いろんな風景のすばらしさとか、いろんなたくさんの意見が出されているという印象だったんですけども、このまとめで見たら、その神戸空港の国際化や三宮再整備がたくさん意見が出てるんだということになってますし、主な意見にも載ってますし。この基本構想の中でも、多分この世界に発信・貢献するまちの、このくくりところなんですよ、その分が。世界を臨む海や空から人が集い、新たな価値の創造に挑戦し続けるまちへというところのことで、神戸空港とかを位置づけられているんだと思うんですけども、その以前に、神戸市が取られた、子育て世代で、外に引っ越しされる方を取られたアンケートなんかでも、やっぱりそこでも空港に対してとか、三宮再整備に対してという意見は少なかった、期待をするという方は少なかったです。これ見てもそれほど多くないのに、その市外の方の意見が、いやほんまにそれが空港がたくさんあると、59件のうちほとんどやということなんやったらあれなんですけどね。いや、それでも市外の方の意見をここに入れるということで、ちょっと私は違和感があったんですね。

市民の、神戸市の基本構想ですから、やっぱり市民の方の思いであるとか、そういう出された大切な意見がたくさんありましたから、そういうところのモチーフで、やっぱり編んでいくべきものだと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

- 岡山企画調整局副局長** アンケートを改めまして、2万4,986名の方のアンケートのうち、15%、3,900名が市外の方でございます。さらに、ワークショップなんかオンラインでやったりとか、東京でやったりとかということで、やはり神戸に今は住んでないんだけど、神戸に対する思いが熱い方というのがたくさんいらっしゃいまして、そういった方々から様々な御意見を伺ったところでございます。

以上でございます。

○委員（大かわら鈴子） 市民の間では、それほどたくさん出ている意見ではないけども、やっぱり何が何でも神戸空港を位置づけるんだというのを、ちょっと私は、ちょっと違和感をやはり感じます。

これから、さっき基本計画なりというところで、いろいろな施策が具体化をされるというところになってくると思うんですけど、その柱と、多分これはなっていくものやと思うんですね。ということで、やっぱり市民の皆さんが出されている意見、これをしっかりと生かしていくという、そういう計画づくりにしていかなあかんと思いますので、市外の方とかいうよりは、やっぱり、その中の方の意見をしっかりと入れていくべきだということを申し上げておきます。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

○委員（浅井美佳） おはようございます、よろしくお願ひします。

私、最初に5月に赴任したときの一般質問、初めて議員になって、何から始めようと思ったときに、神戸のビジョンとか計画から見させていただいて、どういうまちなんだろうって、神戸ってどこを目指しているんだろうというのを理解するところから始めたんですね。そうしたときに、意外とふわっとされているなという印象があって、そこを一般質問に、私の最初の一般質問の最初の段落にさせていただきました。

そのときの問題点としては、神戸っていうのはどういうまちなのか、どこを目指しているのか、つまり柱は何なのか。それにひもづくはずのKPIとか施策が、構想から計画まできちんとひもづいているのかっていう、簡単に言えばそれが見えないんじゃないかという問題提起をさせていただきましたので、たまたまタイミングが、今回の見直しのタイミングと一致していて、今回はまずは基本構想、ビジョンから見直されているというふうに理解しています。今回、本当に皆さんが力をかけられて、本当にたくさんの方の意見を吸い上げられて、素案に示されたそれぞれの単語というのは、本当にたくさんの方が詰まっています、ああ、いいものが並んでいるなと思いました。

ただ、基本構想というのは、いわゆるまちの顔、ビジョンっていう言葉どおり顔だと思うんですけど、細部にこだわるべきだと思うんです。本当にいい文章だと思うんですけど、ただ、全体を見てみると、結構さらっと流している感覚があって、印象にどれぐらい残れるんだろうなと思ってます。基本、テレビCMでも何でも、コピーって言われるものというのは、3つぐらいはせめて頭に残ってほしいなと思って皆さんつくられると思うんですけど、その御認識で、プロの方がつくられているのかどうかというのは、ちょっと気になっているところです。

本当にそこは体言止めがいいのかとか、何でここかぎ括弧があるのかとか、この言葉の順番は本当にこれで正しいのかとか、その辺りまでコピーライティング的な部分を大切にされて、もっとよくできる余地があると思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○辻企画調整局長 御指摘になられました、ちょっと意外とふわっとしているなというようなお話がございました。これまでの基本構想、基本計画等につきまして、正直、基本構想に限らず、過去の都市像ですとか、都市戦略に係るテーマですとかフレーズ、こういったもの、主なものの結構あるんですけども、拾うだけでも相当程度あるんですけども、いかにどこまで市民の皆さんに浸透していたのかということについては、正直、心もとない部分もあるかなというふうに感じております。こういった基本構想策定に向けましては、これまでアンケートなりワークショップなどを通じて、いろんな御意見を、今日御報告したのものも含めて、また有識者の御意見も頂きなが

ら作成したところでございます。

ただ、基本構想という性質上、この素案の作成に当たりましては、文面のほうから未来に向かって、いわゆる普遍的であるということと、かつ神戸らしさということ、これを読み取ることができるかということと同時に、行政目線というよりは、いかに多くの市民の方に読んでいただく、共感を得ていただけるかということが非常に重要になってくるというふうに考えてございまして、こういう観点から、他都市の事例もちょっと参考にはしたんですけども、従前の膨大なボリュームの総合基本計画、構想とかではなくて、企業のステートメントのような形で、端的かつ簡潔な形にまとめ、素案としてはまとめさせていただいたところでございます。

今後、来月以降、御説明申し上げました総合基本計画審議会におきまして、様々な専門分野や年代の委員の皆様にも、基本構想素案について御審議いただく予定でございまして。そういった御審議も踏まえて、今御指摘いただきましたフレーズですとか表現、耳に残りやすさということも含めまして、どういうふうな形での発信の仕方、手法、フレーズがいいのかということも含めて、ここの審議会においてもいろいろ御意見を頂きながら、世代や立場を問わず、市民の多くの方に共感をいただけるような基本構想を策定いたしまして、発信してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（浅井美佳） ありがとうございます。伝わってたらいいなと思いつつながら、お話ししてたんですけど、ありがとうございます。おっしゃるとおり企業のステートメントに近い形でつくられるのが、本当にいいなと思ってます。いろんな自治体の例もあるかと思うんですけども、きっと神戸が目指すところは、自治体の中で飛び抜けて、今回、力を入れられているので。本当に例えばこの最初のパラグラフでもいうと、「神戸は、海と山に囲まれた美しいみなとまちです」、次が、「神戸は、多彩な表情を見せるまちです」とあるんですけど、で、その次が、「神戸は、人間らしいあたたかみのあるまちです」とあるんですけど、2つ目のパラグラフでいうと、「都会と里山の共存」と入れ替えられない理由とかあってあるのかなと思うし、そういうところの細部までのこだわりというのと、これ、まちというのがキーワードかなと思って下まで読むんですけど、であれば、下の3つのパラグラフは、事前説明で、上は今あるまちで、下はこれからのまちだと言っていたんですけど、下の、例えばグローバルに貢献するまちだとか、新たな価値の創造に挑戦し続けるまちへって、これ、今やってないかっていったら、やってると思うんですよ。

だから、たくさん入れたい思いというのはもちろん分かるんですけど、それがもっと凝縮する言葉がないのかとか、まちへというのをキーワードにするのであれば、A Bテストか分からないですけど、このコピーを聞いた人、10人、20人、30人、分からないですけど聞いてもらって、この市役所の中でもいいと思うんですけど、どういう言葉がこれを聞いた後残ったのかっていうのを大切にしてほしいなと、大切にしてほしいというか、それが皆さんの御希望に沿っているかというのは、チェックをしてほしいなと思ってます。

2つ目なんですけど、この基本構想というのは、基本計画と、これからつくられる基本計画、実施計画、私、この2つが結構重要だと、どっちかという神戸市の中では思っているんですけど、ベースとなるものであって、最終的には各局の施策にひもづく柱となるべきものがビジョンだと思うんです。ビジョンで、1行のフレーズだといいいんですけど、いっぱいあるのであれば、それが1つずつ柱になっていくときれいだなって思ってます。

というのも、最初にお伝えした、最初の一般質問をしたときに、本当に10以上の自治体のビジョンから基本計画、実施計画まで読み込みました。お手本にしたいなと思ったのは東京都ですけ

ど、東京都とか、横浜市、ニューヨークとかもそうですね。いい例を、国内外問わず読み込みました。なぜならば、神戸のこの例が、自治体のお手本なのかどうかを探るためだったんですけど。となると、やっぱり都心部と言われる横浜とか東京だと、それぞれの政策ですね、局が出しているそれぞれのメインの政策とビジョンがきれいにひもづいているんです、KPIまで。それが、私、自治体の、これからの未来に進む自治体のあるべき姿のヒントなのかなって思ってます。

だから、今回の、せっかく基本計画の前に基本構想、当たり前ですけどつくるのであれば、それが1フレーズじゃないのであれば、この1つ1つの文言にこだわっていただいて、何か柱というものがあるのであれば、それが基本計画とか実施計画を策定する上でのベースになってほしいなと思ってます。今だと、各局に結びつくイメージがないです。最初の「みなとまち」、ああ港湾かなとかはあるんですけど、それぞれの柱がない。今後どういうふうに連動されていこうとしているのか、今の段階でしてたのか、いや、これからしようと思ってますなのか、教えてもらってもいいですか。

- 辻企画調整局長** 御指摘のとおり、この基本構想というのは、非常に端的にまとめたわけなんですけれども、いわゆる計画終期のない基本構想ということでございますので、将来に紡いでいくべき神戸の普遍の価値観ですとか、まちの役割といった基本理念を示すという形にさせていただいております。今後、市政全般をどういう方向性の議論に向けていくかという土台となるものにはあります。その上で、今、お話ございましたように、令和6年度以降に基本計画なりビジョンの策定に入ってまいります。その検討が本格化していく中で、このまちの将来像の具体化ですとか、中長期的な政策課題に対応する施策、また方向性なり、具体的な施策につきましても、一貫性のある議論をしていくと。今回、基本構想と基本計画とビジョン——実施計画、この3つを一緒に改定ができるというのは、ちょっと前向きに捉えておりまして、そこの一貫性を踏まえるという意味でも、この3点セットで改定していくということに非常に意味があるのかなというふうに考えてございます。

今、先生のほうからも御指摘いただきましたように、基本計画なり実施計画の連動ということ、しっかりと意識に置きながら、今後の基本構想の策定、また基本計画の策定に向けまして、注力していきたいというふうに考えてございます。

- 委員（浅井美佳）** ありがとうございます。おっしゃるとおり、神戸が目指すまちの方向性が書かれているのが、このビジョンだと思うんですよ。これからのまちがどうなるかは、それを切り離して考えるべきじゃなくて、全部ここにひもづくべき。なぜならば、これが市民の声だからですよ。それに基づいて、皆さんが力を結集してつくられているからだと思います。だから、ここがぶれたら、今後の神戸のまちの方向性もぶれてしまうので、だから、神戸市政がどういうものになっていくかなというのもぶれてしまうので、そういう意味で、一言一句こだわってほしいですし、その後の基本計画に使えるというか、必ずひもづく柱となる部分が、ここに大きく残してほしい。それが、市民がこの基本構想を聞いたときに、ああ、そうだよ、神戸ってこういうまちだよ、この柱があるんだよ、ねっていうのを頭に残してほしいっていうか、そうあるべきなのがまちのビジョンだと思います。それは企業でも一緒だからお伝えしているんで、同じとこにいるかなと思うんですけど、お願いします。

最後なんですけど、これ10月の17日の同じこの委員会で私、発言させていただいて、ほかの先生方も発言されていたと思うんですけど、子供の、子育てについてなんですけれども、これまでのアンケートで、神戸の未来ってどういう未来になってほしいですかというアンケートの部分が

あると思うんですよ。そこで大きく出てきているのが、子供とか、子育てというワード、結構出てきてると思うんです。だけど、この基本構想には、子育てとか、子供とかいう言葉がないんですよね。それを思い起こすような部分があるのかも——人の営みとかですかね、分かんないですけど、何かちょっと見えないなっていうのは、10月に申し上げたところから変わっておりません。ちょっとそれ残念だなと思っていて。

なぜならばこれに関連する意見が多数寄せられているのに、それにこの素案からはちょっと読み取れないように思うからなんですけど、ちょっと出生数とかというのは重要な要素かなとも思うんですが、その点、いかがですか。

- 辻企画調整局長** 確かに、この神戸の未来に向けた意見といたしまして、子供ですとか、子育てといったキーワードは非常に多く抽出されてございます。そういった意味で、今回、その基本構想素案の中でも、例えば4段落目にあります世代、立場を超えたつながりの中で未来に向けて進んでいきますといったことですか、誰もが人に寄り添い助け合いながらといった、5段落目といった文、文言では表現をしておるつもりなんですけれども、ただ一方で、子育てにつきましては、どちらかというとな子育て、教育環境をしっかりと整備されたまちとか、現役世代にも経済的に優しいまちになってほしいというもの、御意見の中ではどちらかというとな具体的な施策に対する御意見が多かったものですから、今回、ステートメントの形でまとめていく上では、少しそういったことも読み取れるような形にした上で、今後、その基本計画なり実施計画に落とし込んでいきたいというふうに今は考えてございます。

いずれにいたしましても、今回寄せられた御意見は非常に貴重な御意見でございまして、この基本構想だけではなくて、基本計画のほうにも生かしていくような形で、今、御指摘もいただきましたので、そういうことを踏まえながら、しっかり策定——審議会の御意見も伺いながらでございまして、策定していきたいというふうに考えてございます。

- 委員（浅井美佳）** ありがとうございます。もう、先ほど申し上げているように、ひもづくのは当たり前ですので。だけど、ここに書いてなければ入れなくてもいいんですよ、別に、計画に。だから、できれば入れてほしいし——できれば入れてほしいって、入ったらちょっとそれも問題かもしれないんですけど、今回申し上げたいのは、この文言というのはちょっと頭に残りにくいというところが1つ。1つ1つのワードにこだわってほしいというのが2つ目。3つ目というのは、その未来のまちに向けたっていうところに、子供というところが、もうちょっと想起される——市民の意見があるのであれば——形で入れれないかという、この3点が申し上げたいところでした。

もうここに関しては審議会のほうに託されるというところで、私が関与するところではないんですけども——ないのは寂しいですけどね。ただ、せっかくここまで力を入れて皆さんがつくってくださっているんで、どこの国のどこのまちにも負けない、大きなビジョンにさせていただきたいので、見直しをお願いします。

以上です。

- 委員長（吉田健吾）** 他に御質疑はございませんでしょうか。
- 委員（平井真千子）** 今の浅井委員の質疑を聞いていて、私もそんな他都市の基本構想を読み込んでとか、基本計画を読み込んでというような勉強はしてないので、少し恥ずかしい気持ちもするんですけども、浅井委員のように、やはり基本構想、基本計画の中から、それを読むことで、このまちがどこを目指していこうかということ、きちんと読み取ろうとされる市民の方もいら

っしやると思うと、やっぱり大事なことなのかなというふうにも思うんですが、ただ、私は、昨年、委員会でも立上げぐらいの時点で、基本構想の改定の時期ですというようなことを最初にお聞きしたときは、またそんなつくらなあかんのかという気が正直いたしました。久元市長も、常々、計画のための行政、計画行政はもうやめましょうというようなことを言ってこられた中で、そういう計画づくりみたいなことに注力し過ぎないといえますか、必要以上に体力をかけないっていう、そういうスマート化をずっと取り組んでこられたというのもある中での、今回、30年ぶりの基本構想の策定ということで。ただ、せっかくならば、私は、やっぱりそのつくる過程の中で、市民が取り残されたと感じないような、行政と市民とのつながり感ということをしかりとつくっていく過程が、大事なんだろうなというふうに思っていました。実際に、そういうことに非常に配慮されて、アンケートも2度取られ、また実際にワークショップなんかも開催をされながらされたということで、その点は非常に1年間頑張っただけではないかなと思っております。

やっぱり神戸市民は神戸愛が強いとか、誇りがあるとかが、この意見を見てても感じるんですけども、でもやっぱり一方で、ふだんここに意見を寄せられないような方だとは思ってますけれども、神戸市は冷たいというようなお声であるとか、自分が関わっている気がしないというようなお声というのも非常に聞く中で、やっぱり私は、広く市民に参加していただくことが本当に大事なんですけども、やはり次世代の神戸市民といえますか、若い世代に特に神戸の施策を一緒につくり上げていったというような気持ちを持っていただけたらなと思っております。

このたびの素案のためのアンケートでも、回答者は30代以下が4割を超えておりますし、ワークショップの参加者も、特に若い方が多い、30代以下が6割ということで、比較的そういう、私の思うような形でされてきたとは思ってますけれども、ただ、これからまた基本計画にこれを落とし込んでいくというような作業が続いていくわけですけども、この中で、さらにどのように若い方の参画ということを——参画というか、声が起きたなと思っただけのような取組を進めていくのかをお伺いします。

○**辻企画調整局長** まさに御指摘のとおり、今回の基本構想なり基本計画なり、総合基本計画全体をまとめていくに当たって、計画の策定はもちろんなんですけれども、やはり市政参画、市民の方に参画していただく1つの大きな機会というふうに捉まえております。

そういう中で今御指摘がございました若い世代、要はこれ基本構想につきましては、将来に向かっての市政の基本理念でございますので、要は次世代である若い世代にいかにか参画していただいて、その考えを構想に取り込んでいくかという観点、極めて重要だというふうに考えてございます。今年度につきましては、当然、広報紙なり自治会掲示板でのポスター掲出ですとかデジタルサイネージ、また幅広い層にアプローチできる広報展開ということで、ホームページ、SNSも活用いたしました。また、将来を担う若年層へ広報を積極的に展開するというので、若年世代を中心に多くの参画をいただいたところでございます。

中でもGIGA端末を活用させていただきまして、3万5,000人の児童に参加いただきました、はじめての市政参画というものがございます。この中では、神戸の主要プロジェクトの紹介動画などを配信いたしまして、児童のほうからは、市政に興味を湧いたと、また計画づくりに参画できてよかったといった御意見を、かなり頂いているところでございます。また、直近でも、個別に市内の高校ですとか大学のほうにワークショップに参ったわけなんでございますけれども、かなりスポット、スポットで大きな量の生徒さんに参画をいただいております、想定以上の参画

をいただいております、正直驚いているところもございます。

何よりこうしたG I G A端末の利用ですとか、高校、大学へのワークショップの開催ですとか、SNSの広報、こういった若い世代を中心とする市民への新しい形でのアプローチ、また企業のステートメント的な基本構想の取りまとめ案につきましては、今回、企画調整局の20代、30代の若手職員がいろいろアイデア出しながら、いろんな苦労とか議論とか改善を重ねて取り組み、作成したものでございます。無論その過程におきましては、私も逐次報告は受けてございますし、今後、成案に向けて審議会で御審議いただくことになるわけなんですけれども、私は、彼ら20代、30代の職員の新しい発想ですとか、積極的かつ前向きな姿勢に、逆に神戸市政の明るい未来というものを感ずることができたということも、1つの成果であったんではないかなというふうに考えてございます。今後、本格化する次期基本計画策定に当たりまして、こうした若手職員のアイデア、取組なんかを生かしながら、策定していきたいというふうに考えてございます。

また、この過程で、市民参画の機運醸成、例えば参画を呼びかけるようなロゴマークであったり、キャッチコピーであったり、どういう形か分かりませんが、こういったコンテストの企画運営なりも含めて、学生の参画なりを積極的に募っていききたいというふうに考えてございます。御指摘もしっかり踏まえまして、様々な場面で将来の若者の——若年層に参画いただけるような取組を、仕掛けなり取組を盛り込みながら、地元愛を醸成しまして、我がまち神戸の未来を考えていけるように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員（平井真千子） はい、ありがとうございます。若手の職員の方の活躍ということも期待したいと思います。私も日頃、本当にもう若い方、自分より若い人の言うことのほうが、もうすごく影響を受けるようになってきてます。これは目上の方には失礼かもしれませんが、あんまり先輩から影響を受けるということはなくって、若い人が言ってることに、もう全く考え方とか物事の運び方、社会に対する見方というのは違うなと思って、もうその方たちがいいように社会をつくり上げていただいたらいいなと日頃思ってますので、局長にそこは同意いたしますので、期待したいと思います。

基本構想の素案の中にも、できればそういう若い方たちが出してくれたような意見というのが、あ、ここが自分のワードやというのが、何か分かるような落とし込みがあったら、さらにいいのかなとは思いますが、その素案の文案のこともちょっと御指摘したいと思いますけれども、様々な意見をしっかりと落とし込みながら、きれいな文章にまとめる作業をされたなとは思いますが、過去の基本構想なんかと比べても、堅苦しくもなく、読みやすい、いいなとは思いますが——これ、浅井委員も言われていたように、ちょっとさらっとしてしまうというところもあって、そんなに、ここに引っかかるという言葉なく、最後まで読み流してしまえるというか、これがステートメントというほどの強さがあるのかなという気持ちははしくはないんですね。

その部分で、やっぱり意見集を見てると、すごくいい言葉がいっぱい出てきますよね。神戸愛とか、景色に関する意見とか見ても。例えば、初めての独り暮らし、全く知らない神戸のまち、夜景を見ると頑張ろうと思えるってところとか、私もそういうのも感動するなと思いましたが、「御影の上のほうに引っ越しました。夜に帰宅して夜景を見ると、その日、一日起きた大変なことも忘れちゃうぐらいきれいで見ほれてしまいます。早朝や深夜のバス便がなくて困りますが、夜景を見て引っ越してきてよかったと毎回思います」とかいう、何かそういう言葉、あと、おしゃれとかのところでも、おしゃれに神戸基準があるとか、何かいいコピーやなど、既に

冠してるなと思うんですけれども、何かそういう、何かこう引っかかる言葉というのを落とし込めないのかなという気持ちもするんですが、いかがでしょうか。

- 企画調整局長** おっしゃるとおり、非常にさらっとしてるという感じにも感じられることは、そうだろうなというふうに思いますけれども、確かに言葉、今回でもかなりアンケートなりで上位にきている言葉をちりばめておるんですけれども、当然、それぞれの言葉をたどりますと、その言葉に込められた思いというのは、それぞれの市民の方がお持ちやと思います。先ほど来申し上げてるように、その具体的な施策なり方向性の具体的なところについては、今後の基本計画なりしっかり定めていきたいと思うんですけれども、この基本構想の素案の中では、それぞれの言葉をたどれば、市民の方それぞれにとって意味がある言葉なんだなということが実感していただけるような形にならないかなという思いもありまして、おっしゃるとおりに、ただそれがこの言葉で十分かどうかということは当然あると思います。ただ、一方で、端的にまとめ上げていきたいというところもございましたので、今回、こういう素案の形にさせていただいたところではあります。

ただ、先ほど浅井先生のほうからも、子育てという、もう少し具体的に惹起するような言葉を入れるべきではないかという御意見をいただきましたし、今、平井先生のほうからも、それぞれのいい言葉もたくさんあるからというお話も、それを入れ込めないかという話もございましたので、こういったところもちょっと全体的に含めまして、今後、基本構想の最終的な取りまとめに向けて、御指摘も踏まえてしっかりと検討させていただきたいというふうに思います。

- 委員（平井真千子）** はい、ありがとうございます。基本構想、最初にも申し上げたとおり、社会情勢もどんどん、30年あると変わっていく中で、つくり込み過ぎる意味というのが、そもそもあるのかなという気持ちもありますので、もうこれでいいのかなという思いもつつ、やっぱり、せっかくつくるからには、参加した方が、あっ、自分の気持ちここに入ってたなって思えるようなものであればいいなと思ってます。それは基本計画という、もうちょっと中期のものの中に落とし込まれていてもいいのかなとは思いますが、ただ、細かい文言にあんまり言うっていうのもどうかなとは思いますが、阪神・淡路大震災というワードはあってもよかったのかなって思うのは思ってます、それはもしかしたら皆様の中にも、もしかしたら議論があったんじゃないかなと思うんですけれども。やっぱり阪神・淡路大震災を経験した神戸市民にとっては、自分の人生の起点といいますか、神戸に暮らすことの1つのターニングポイントに、皆なってるんじゃないかなと思います。一回もう自分の愛するまちが壊れてしまったから、壊れてしまったっていうショックがあり、だからこそ今、きれいなまちにまた復興しているということに、すごく愛着が持てるというのがありますし、一緒にそのまちを、困難の中で作り直してきた、その市民同士の絆とか、人に対する尊敬——さっき、目上の方には影響を受けないって言いましたけれども、やっぱりもうその尊敬はすごいです、私も。自分は何も復興に対して無力だったなという思いがありますけれども、必ずしも本当に政府からの支援というの、今の時代に比べればすごく限定的だった中で、自分たちの力でまちを再建してきたってことの、神戸市民のすごさというのが、私はもう世界に向けて言いたいなという気持ちもありますし、意見集の中で、皆さん、ワードに出してなくても、やっぱり愛着、誇りのベースにそういうことがあるんじゃないかという想像しますので、その辺だけちょっと再考いただけたらなと思います。コメントがあればお願いします。

- 企画調整局長** まさにおっしゃるとおり、阪神・淡路大震災からの復興・復旧への思いを将来

に紡いでいくということを、将来にわたっての基本構想の理念の中に明確に残していくべきではないかというその御指摘でございます。まさに平井先生のおっしゃったことというのは、私も大変よく分かりますし、これを当時のつながりですとか、復興・復旧にかけた思いなり、そういう市民の皆さん方のそういうものを、どんな形で言葉として残していくかということも含めて、今、御指摘もいただきましたので、しっかりと検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

○委員（浅井美佳） すみません、1つ言い忘れてまして、ごめんなさい。本基本構想を世に打ち出すというところで、ビデオメッセージとか何かいろいろ考えられていると思うんですけども、これって広報戦略さんといろいろ打合せとかされてますでしょうか。

○辻企画調整局長 その辺はしっかりと打合せをさせていただいております。

○委員（浅井美佳） ありがとうございます。じゃあ要望なんですけれども、そのビデオになった瞬間に、基本構想にない文言が急に出てくるとか、本当にそれは避けていただいて、きちんと市民の、さっきも団長がおっしゃったように、頭に残るものをメッセージにされるのであれば、発信していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） では、この際、企画調整局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（平野章三） 今まで長期にわたってタブー視されてきたような感じがある問題を、できたら改善したいという思いで、ちょっと質問時間、少し頂きたいということで御了解をお願いしたいと思います。

実はその内容については、先日、総括質疑で、特に医療産業都市の産業化の必要性をちょっと訴えました、本会議。久元市長の答弁、これ非常に重要なコメントなんで、ちょっと読み上げさせてもらいたいと思いますが、医療産業都市、神戸の医療産業としては産業化が弱い。全く今御指摘いただいたのと同じ指摘を、ごく最近、市外のその分野の権威の方からお聞きしたところがあります。ここはやっぱり心して取り組まなければならないと思いますので、そのような視点を持ちながら、今後、産業化についてどのようなことができるのか、しっかりと検討させていただきますとの答弁がありました。これ、私も当初——医療産業、1998年から、構想開始から今25年、当初はやっぱり15億ぐらい投入を、税金を投入してきて、それ以外にも数億補助金を出してる。20億近いのがずっと出てきたということで、これは問題は先端医療推進機構にずっと投入してきたんですが、これ、色がついてないというお金で非常に分かりにくい。実際、どんな状況なのかは非常に危惧はしてきたんですが。

これ、確かに——どう言うんですかね、研究部門ですずっとやってきましたけど、この企業集積とか雇用の創出なんかは一定成果は、これは上がってますし、実際、少し具体的な企業によって、産業化になってる部分も確かにあります。ただ、本当にこれ医療産業と標榜してきて、産業化として本当に具体的なビジネスモデルは私はもう構築できてないと思うんですよ。実際に新たな産業の創出ということで、十分な成果が得られてない、これまで例えば優れた研究者や企業の集積の呼び水として、最先端の研究開発が展開される場ということで、外郭団体の神戸医療産業都市推進機構において、研究開発部門など多額の市税が投入されてきたということだと思います。この研究部門に割り当てられている出捐金、これちょっと先端医療センターの関係もあるから、

今回に関しては、この機構に対して神戸市から毎年、研究開発支援基金の出捐として8億円を、まずちょっと市税として支出しようことについて取り上げたい。

まず最初の質問としては、出捐金、この8億円の部分で、研究部門に割り当てられている金額はどのぐらいなのか。それで、どのような積算根拠によって算定されているのか、ちょっとお聞きをしたい。

○森企画調整局医療産業都市部長 出捐金についての御質問に対して御答弁申し上げます。

神戸医療産業都市推進機構の研究開発の基盤を支援するという目的で、主に研究者ですとか、あるいは研究者をサポートする職員の人件費、あるいは建物の賃借料でございますとか光熱水費、あるいはシステムの開発ですとか維持費ですね、こういった固定経費に充当をしております。

具体的にその8億円のうち、その研究部門に割り当てております金額でございますけれども、直近の実績としてでございます令和4年度決算におきましては、約3億6,000万でございます。そして、例年、大体3億円ないしは4億円を割り当ててるとというのが今の実情でございます。

以上でございます。

○委員（平野章三） この機構の研究については、もう産業化に資するという内容になり得ているかどうか、一番私は問題やと思うんですね。研究開発というのは中長期で必要やということは、そりゃ理解してます。ただ、今、構想から25年たってます。そんな意味からすると、研究都市でなく、産業を創出するプロジェクトということで、はっきり位置づけはされてますので、産業化を下支えする内容という意味からしたら、もうちょっと産業化を促進するような取組が必要やと思うんです。産業化を本当に促進したり、進出企業などの意向と関係なく、研究者が、これは微妙やけどやりたいテーマを自由に研究するような事態に陥っていないのか、その辺が非常に表れてこないところに危惧するところやけど、その辺はどうでしょうか。

○西川企画調整局局長 御指摘の点、私からお答えしたいと思います。

今、推進機構でやっておりますのは、先端医療研究センターというところで、大きく分けて5つの研究領域でございますけれども、免疫医療の研究ですとか、神経変性疾患と言われる研究ですとか、再生医療研究、あとは血液・腫瘍研究、感染症制御の研究、こういうところを取り組んでございます。

例えば具体例としまして、免疫医療の研究においては、Meiji Seika ファルマと一緒に自己免疫疾患ですとか、あるいはがんに対する新規医薬品の開発に取り組んでいる。あるいは、神経変性疾患の研究においては、シスメックスと一緒に免疫疾患関連の先端技術の開発に取り組むですとか、こういう一応企業との共同研究というのは、複数やっているところはあるといえばあるというところでございます。

また、一方で、いずれにしましても機構におけるこういう研究開発については、企業やアカデミアのニーズに的確に対応するというのと、企業や人材の集積、そして御指摘の産業化の促進に資する、より実践的なものになることが重要であるというふうに考えてございます。御指摘のとおり、必ずしもそうはなっていないという声があること、これは承知してございますので、体制ですとか、計画をしっかりと精査をして、より産業化につながる組織となるように取り組んでまいりたいと。

その1つとして、まず今年の4月1日より、機構に新たに会長職を設けまして、シスメックス株式会社の代表取締役会長、グループCEOである家次氏を迎えることにいたしました。神戸経済、医療産業をずっと牽引されていた御経験ですとか、あるいは経営者の視点がございますので、

この医療産業都市のさらなる産業化の促進に向けて御指導いただきたいというふうに考えてございます。

○委員（平野章三） そういう取組は、本当に前向きでいいとは思いますが、これ国において、研究開発なんかする場合は、いわゆるガバナンスというか、そういうものがあると思うんですけど、それをちょっと本当に参考にしたいんですが、神戸市の公費による研究を支援するのであれば、研究対象の選定や進捗状況、これは公益性にかなっているかどうか、産業化に資する成果が得られているかどうか、十分見極めなあかんとは思いますが、特に税金投入してますから、我々議会、市民にも説明が十分果たせるような状態でないと駄目だと思うんですが。一般にですよ、国の補助金など支援の下に実施されている研究については、研究対象の選定や進捗状況の評価をどのように行って、つまり研究の継続の適否など、どのような判断をしているのか、現状、具体的な面でお伺いをしたいと思います。

○井本企画調整局医療産業都市部部長 今、国の補助金などの支援に対する評価、進捗管理という方法について御質問いただいたところでございます。国や大学の研究機関において、統一的に運用されているような評価スキームというのは存在しませんけれども、国の研究開発評価に関する大綱的指針というものが国から示されておりまして、こういったものを参考に、各機関におきましては、研究が効果的・効率的に進められるように、進捗状況の評価や取組が行われているというのが一般的だと承知しております。

少し具体的な例をお話しさせていただきたいと思えます。医療分野の研究開発及びその環境整備を中核的な役割として担っているAMEDで知られております日本医療研究開発機構について、例に取って御説明させていただきたいと思えます。この法人は、御案内のとおり従来、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が独自に実施していた医療産業分野における研究開発を一元的に実施する機関でございます。こちらにおきましては、外部の専門家を積極的に登用した評価委員会において、事前評価、中間評価、事後評価という形を実施して、その課題の評価を行っているところでございます。この事前評価といいますのは、実際にそういった予算の趣旨に合うように公募された公募要領に基づいて、提案がなされました各研究課題につきまして、公募の趣旨に合致しているか、科学的な価値があるか、あるいは実現可能性があるかといった観点から、優れたものを選抜されるような仕組みでございます。また、この事前評価につきましては、公平性・透明性の観点からも、外部の専門家で構成された評価委員会で評価されるという仕組みになってございます。また、終わったときにもやりっ放しにならないように事後評価という形で、研究終了前の適切な時期に、同じく外部の専門家で構成される評価委員会にて、その評価がなされるという設計になっております。

また、評価の期中——研究の間ですね、中間におきましては、基本的にはその分野の専門家で構成されますプログラムスーパーバイザーあるいはプログラムオフィサーといった専門家の方を擁して、そういった方々の指導・監督の下、研究が進められるということになってまいります。

また、研究が長期にわたる場合には、中間評価というのも別途行っておりまして、そこについてもやはり外部の専門家、有識者を交えた評価体系で評価を厳正に行われているというところでございます。

以上、取りまとめさせていただきますと、研究機関によってそれぞれの評価ありますけれども、外部評価を中心に評価は適正になされているというところでございます。

以上でございます。

- 委員長（吉田健吾） 傍聴人に申し上げます。私語は慎んでいただきますようお願いいたします。
- 委員（平野章三） AMEDとかそういうお話がありまして、国ではきちっと、国なりのガバナンスがちゃんとあると。ところが、私はずっとこの25年見てて、それが神戸市にあるのかどうか、非常に疑問視をしてるというか。だから、国などと本当に同様の水準で管理されていることが大事で、今の管理は非常に神戸市の中ではそういうものが見えてこないし、不十分やと。例えば、外部の有識者による評価を導入するなど、研究内容を管理する仕組みを構築するというのを、神戸市の中できちっと、やっぱり立ち上げなあかんの違うかなと。その辺のところはどうなんでしょう。
- 西川企画調整局局長 研究評価の件でございます。一般的にも研究というものについては、その成果や有効性、波及効果等について客観的に評価を行うことによりまして、その研究事業が進展していく、ここにつなげていくことが重要でございます。そのため、今の推進機構の各研究の評価に関しましては、年に1度でございますけれども、機構の幹部職員による研究事業成果レビュー、こういう取組などを行っているところでございます。ただ、この評価、内部の構成員によるものでございます。先ほど答弁させていただいた国でやっているような外部の有識者による評価というものではございませんので、国の評価と同様、同等のものが対応されている、そういうところでは今ないというところでございますので、もちろん国の組織とこの機構というものを、一概に比較することは難しい面もございますけれども、ただ、市民から信託された市税を財源として研究開発の基盤を構築している、こういう機関である以上、研究成果が地域経済の活性化ですとか、市民福祉の向上等を通じて市民に還元されることが、当然求められるというふうに考えてございますので、今後、市からのこの財政支援に見合った十分な研究成果が得られているかどうか、こういうところをしっかりと見極められるように、この適切な評価の在り方について、検討、導入をしてまいりたいというふうに考えてございます。
- 委員（平野章三） もう終えますけど、非常に評価は神戸市の中で見えてこないから、評価基準というものが本当はあれば、我々議会でも具体的に少し分かってくるし、それを市民に伝えることもできるんで、今までは市税がほとんど色をつかずに使われている。そやから、機構の中で何ぼ言われても、機構の中に市税を投入して、そっから見えないんですよ。これが5年、10年違うて25年、今後また20年先どうしようかという状態ですから、これやっぱりちょっと基準を、やっぱりつくらなあかんと思うんですよ。機構の事業内容、これずっと毎年、当初の20億近いのは別として、毎年8億ぐらいは定額でずっと支出されてきてます。機構が確かに公益財団法人ということで、公費による固定化された財政支援を前提とした運営は、当然というものではあってはならないというふうに思うんですよ。研究開発とかを通じて、企業の集積や雇用の創出をしていく中で、具体的な成果について、厳しく見極められる出捐金の適否を判断するということができる一番いいと思うんです。
- 我々、基礎自治体神戸市もそうなんですけど、研究開発の内容を適切に管理する仕組みというのは、さっきも言うてますが構築できないと思う、私は判断してますんで、できれば研究開発に係るガバナンスを強化するにも、出捐金が決して研究活動それ自体の支援にとどまることのないように、研究開発に対する適切な財政支援の在り方を今後、やっぱりちょっと見直していただきたいというふうに——今すぐには答えは出ないと思うんです。でも、今回はいろんな——会長でしたかね、交代もあるし、たまたま外部のいろんな意見もあるので、ちょっとやっぱり思い切った

見直しを、時間かけて。ただし、研究開発を批判しとるわけでは全くないので、これは十分御理解いただいて、それをどうつないでいくかということに、やっぱり同じ資金をつぎ込むのには、できたらその辺のきちとした管理体制、ガバナンスをちゃんとしていただきたいと。これは今日、質問させてもらったけど、これずっと追いつけて確認したいと思うんですが、それ、いいですかね。やっていただけますかね。

○西川企画調整局局長 委員御指摘のとおり、研究開発そのものが否定されることは確かにはないと思います。基礎研究が例えば応用研究につながり、製品開発につながり、そしてそれが産業に広がっていくという意味で、こういうコンセプト自体は正しいとは思いますが、ただ、じゃあやってる研究が、実際公益性があるものなのかどうか、どこまで産業化につながり得るようなポテンシャルを持っているかどうか、こういうところは段階、段階でしっかり見極めるべきであって、今御紹介したとおり、国のほうでもそういうふうな評価のスキームが取られていると。それが神戸でできているかということも含めて、しっかりちょっと精査をして、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（吉田健吾） それでは、他に所管事項について御質疑はございませんか。
（なし）

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑がなければ、企画調整局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、市長室・行財政局が入室するまで暫時休憩いたします。

当局がそろい次第再開いたします。

（午前11時7分休憩）

（午前11時9分再開）

（市長室・行財政局）

○委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより市長室・行財政局関係の審査を行います。

それでは、議案2件について、一括して当局の説明を求めます。

西尾局長、着席されたままで結構です。

○西尾行財政局長 行財政局長の西尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の総務財政委員会資料により、議案2件につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

予算第48号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、市長室・行財政局関係分につきまして御説明申し上げます。

計数につきましては100万円未満を省略して申し上げますので、御了承願います。

1歳入歳出予算補正でございますが、歳出第16款予備費、第1項予備費におきまして、財政需要への対応として1億7,400万円を減額しようとするものでございます。

次に、3繰越明許費補正でございますが、第2款総務費、第1項総務費におきまして、姉妹都市提携事業で1,500万円を繰り越そうとするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第94号議案神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、災害応急対応等派遣手当を新設するに当たり規定を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、概要資料で御説明申し上げますので4ページを御覧ください。

まず、1. 概要でございますが、本市の区域外の災害発生地域に派遣され、災害応急対応、災害復旧対応の業務に従事する場合に支給する特殊勤務手当を新設するものでございます。

次に、2. 実施時期でございますが、令和6年1月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

以上、議案2件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第48号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算の関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、次に、第94号議案神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件について、御質疑はございませんか。

○委員（平野章三） この手当なんですけど、ちょっと驚くんなんですけど、1,000円、2,000円、これ年間通じてやなくて特殊な時期だけで、こんな金額——皆さんは多分、お金で動いてない。だけど、現場は全然、私も行ってないから分からないですけど、普通じゃないと思うんですよ。そんな中でこんな金額でいいのかな。同じ出すんなら、もっとしっかりちょっと対応したげたらどうかと思うんですけど、これ何でこんな金額なんですかね。

○坂井行財政局副局長 金額の根拠でございますが、このたび新設する災害応急等対応派遣手当につきましては、国であるとか他都市において、同じ趣旨の手当がございますので、そういった状況を勘案しまして、月額1,000円ということで妥当だということで考えてございます。

このたびの手当の中身といいますか趣旨でございますが、特に本市の区域外での災害発生地域に派遣をされて、災害の対応であるとか、復旧対応の業務に従事するというところで、そういう災害対応可能な業務に関する——従事する危険性だけでなく、本来の勤務地と異なる慣れない環境下で業務に従事する困難性も相当あるであろうということで想定されることから、検討したものでございます。そういった趣旨で月額1,000円ということで、行った期間に応じて支給するものでございます。

以上でございます。

○委員（平野章三） 困難性もすごくあると言うてるのは、聞いていることと全然違うやん。もう1,000円やそこらで、私、思うんですけど、何か国が決めたら、もうそのとおり基準でいく——これは聞いてたけど。けど本当に市として今まで被災した経験もあるんで、市独自で動いてもいいし、実際に厳しい環境やおっしゃってて、それが1,000円。これ今の、妥当かどうか、こんなことは市単で出しても全然どううちゅうことないと思うんですけど、どう思いますか。これ年間ずっと通じて出すんじゃないでしょう、これ。

○坂井行財政局副局長 派遣している期間について支給をいたしますので、例えば一月間行く場合

は、1,000円掛ける日額、例えば20日間勤務したということであれば2万円という形になりますので、1年間行くというのは今回想定はしておりませんが、その派遣した期間、業務に従事した期間に支給をするという……

○委員（平野章三） 答えになってないし、もうそんな答えで、心がこもつとれへんがな。もうええわ、ありがとう。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

○委員（浅井美佳） 平野先生おっしゃったので要望なんですけれども、浅井の下にも、もう本当にね、1月1日ぐらいから、きちんと手当出してもらえるように神戸市に要望してねっていう声がたくさん届いてました。その上で、ほかの自治体の状況を見て1,000円にしました、一部より高いですっていうお話は聞いてるんですけど、じゃあ、ほかの自治体が1万円とか5,000円だったらそれぐらい出してたんですかっていうところだし、災害を経験したまちというところで見直すタイミングをつくっていただきたいなというのを要望します。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 他に。

○委員（大かわら鈴子） 今、お2人の方言われましたが、私も同じ思いです。これ、ちょっと最初にお聞きしたいんですけども、今回のこの見直し、なぜこのタイミングなのかということ、ちょっとまず最初に教えてください。

○坂井行財政局副局長 今回こういった制度を検討した、条例改正を上げさせていただいておりますのが、国のほうから1月19日に技術的助言がございまして、特に災害応急作業手当の適用ということで、国家公務員でもこういった形で実施をしているということで、それを参考に各自治体においても検討するよというふうな助言がございましたので、そういった状況を受けて手当の新設について検討したものでございます。

○委員（大かわら鈴子） 私、これまでこういう手当が出てなかったということにも、ちょっとびっくりしたんですけども。これ、今回これされてるんですけど、能登半島の地震がということで、遡ってということになってるんですけども、その能登半島までにも、あちらこちらで災害があったと思うんですね。特に東日本大震災なんか大きな契機になったとは思いますが、それ以降もありましたし、見直すタイミングって幾つもあったと思うんですけども、なぜそこで見直しがされなかったのかなというのは思うんですけど、いかがでしょうか。

○坂井行財政局副局長 今回、この国からの通知、技術的助言も受けまして、こういった制度の趣旨を我々のほうでも鑑みまして、今回、検討をして実施することになりましたので、従来はそれまで、国のようなそういった助言もございませんでしたし、給与制度につきましては、国であるとか、他の自治体との状況なんかも勘案しまして検討するよというふうな規定がございまして、地方公務員法にそういった規定がございまして、それに応じて、従来は支給してはございませんでしたが、今回、国のほうでもこういった手当を支給されてる、あるいは他都市においても支給されているということが確認できましたので、今回、新設をするという運びになったということでございます。

以上でございます。

○委員（大かわら鈴子） 先ほどもありましたけども、やっぱり国に言われたからではなくて、阪神・淡路を経験した自治体としては、もっと早い段階から、その職員さんの苦労なりをおもんぱかって、やっぱりこういう手当というのは充実させるべきであったと思うんですね。

他都市の状況の資料もちょっと頂いたんですけども、政令指定都市で見ましても札幌とか、さいたまとか、横浜、川崎、相模原、浜松、それから仙台、名古屋なんかもそうなんですけども、もう既にこういうことは創設をして、もう支給は、もう以前からされていると。ちょっとこれ、資料をお願いしてたんだけど、ぎりぎりになったので、なかなかちょっとほかのとも聞けなかったんですけど、相模原市さんなんか聞いたら、もう昭和の時代から、もうこれはちゃんと創設してやってるんですよというお話も伺いました。だから、本当に神戸市としては、そういうタイミングはあったはずなんですけども、そこに思い至ってないというのは、やっぱりもうちょっと職員さんに、苦勞されてる職員さんには思いを寄せるべきであるというふうに思います。

それから、ほかの他都市の状況を見て1,000円にしたんだというお話でしたが、仙台市のほうを見ましたら、日額4,000円、こういうことが出されている分もありますのでね、やっぱりこれぐらいは最低出してもいいと思うんですよね、それ、いかがですか。

○坂井行財政局副局長 仙台市は4,000円というような形でされてるということですが、大多数の自治体が1,000円未満というようなことになってございますので、そういった状況を勘案しまして、現在の金額と設定をさせていただいたところでございます。

○委員（大かわら鈴子） 被災地に行けば大変な中での活動で御苦勞されるわけですから、やっぱりそれに報いるような、そういう手当というのは必要であると思います。

それから、行かっている期間が長期になったら、これ何か災害派遣手当とかそういうのに変わる場合もあるというふうにお聞きはしたんですけども、例えばこれ、私、この災害派遣手当に変わったときに、これが上乗せをね、今回の分が上乗せをされるのかということでお聞きをしたら、いや、それは上乗せにはならないというようなお話も伺ったんですが、そうなんでしょうか。

○坂井行財政局副局長 中長期で派遣をするということで、現在、調整をしております、4月1日から本市の職員、今現在で決まっておりますが5名を、地方自治法に基づく派遣ということで、被災地への派遣を今、調整を進めてございます。その中で、委員御指摘があったように、行かれる職員については、災害派遣手当という形で給与が支給されますけれども、この今回の被災地の災害応急派遣手当につきましては、今の現状でいうと、短期で派遣をする職員と、長期で派遣する職員において、状況については変更がないと考えてございますので、併せて支給するように検討してございます。

○委員（大かわら鈴子） もうせめて上乗せしてやっていただきたいと思います。それ検討すると言われましたので、ぜひそれはやっていただきたいというふうに思います。他都市見て、横並びというのではなくって、やっぱり被災地であった神戸であるからこそ、そこには思いをしっかりと持って、職員さんの御苦勞なんかも考えていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○委員（吉田謙治） 今いろいろ議論があって、我々が本当に議会人として考えなきゃいけないのは、ちょっと幾つか点がやっぱりあると思うんですね。今のお話は、職員の方が大変なのはよく分かるんです。でも、一方でボランティアで行ってる人たちもたくさんいる。この職員の派遣というのは、そもそも何なのかということなんだろうと思うんですね。ボランティアと違う点は何とか、例えば、自由意思で行くわけじゃない。やるべき仕事が決まっている。本来業務じゃない。仕事で行くわけですね。ですから、ボランティアさんとは違う。で、それから、いろいろこの手続はどうだったのかなということも、我々議会人として、やっぱりチェックしなきゃいけない問題だと思うんです。これ、誰が決めるのかと。職員の皆さんのこういうお手当、処遇の問題なの

で、通常は人事委員会であったりとか、あるいは組合の意見を聞くとか、そういう手続が本来あったはずなんだろうと私は思ってるんですね。金額がっていう話になると、他都市を例にしてというのは、あまり合理的でないことは言うまでもないことだと思うんです。あるところは5,000円だ、4,000円だ、あるところは1万円だ、あるところは8,000円で、あるところはないんだと。なのに、他の自治体の例を参考にするというのは合理的な話とは到底思えないですね。

そうすると、こういったことを判断するときの、まさにコンプライアンス上のルールだとか、手続だとかがあったはずだと私は思うんですけども、その部分の御説明がないので、どうしても大変だろうから頑張ってお出してねという話に、やっぱり勢いになってしまう。行政ですから、やっぱりそういうことであってはいけないんだと思うので、どうでしょうかね、その辺のお決めになった、緊急性を要した部分というのもあったかもしれないけれども、今、ほかの議員さんがおっしゃったように、災害が起きるのは今回初めてじゃないわけで。その辺りの、こういうものを決めていく関係者とか、手続とか、そういった辺りはどうですかね。ちょっとやっぱり御説明いただかないといかんのじゃないかなと。私は頑張っておやっていただいているんだから、上げろと言うつもりはありません。職員の皆さんですから、当然、先ほどあったように、地方公務員の派遣法という、この懐かしい——お手当の問題でもめたんですよ。御存じの方も多いと思いますけれども、外郭団体に派遣するときの給料どうするんだということで、大変大きな問題になりました。そういうこともあるので、きちんとやっぱりコンプライアンス上の御説明を、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 坂井行財政局副局長 吉田委員御指摘のように給与に関することですので、当然、労働組合、職員団体との協議というのは必要でございますので、そういった中でこれまでに協議をしてございます。かつ、給与条例主義という形になってございますので、今回、条例改正について提案をさせていただいておりますので、必要な労組との協議を経た上で、市会のほうで御議論いただくということで、今回、条例改正を上げさせていただいておりますので、手続につきましては、そういった形でこれまで進めてきておるところでございます。

以上でございます。

- 委員（吉田謙治） 今、坂井さんからお話あったように、我々議会の側からすると、議案として今回、こんだけ派遣をされる方については手当てしますと。今私、申し上げたように、そういう手続を経ての話なんだろうというふうに理解をしてみましたし、したがって単純に外見上ですよ、1,000円とか2,000円とかっていう金額って、何かやっぱりね、個人としてはちょっと気の毒だなという思いは当然するんですね。そのほかにも特殊勤務手当があったりとか、いろんなお手当が制度上あるんでありますけれども、やっぱり本来は、なぜこの金額に、どういうプロセスを経て、コンプライアンス上どういような課題があって、手続があってこうなりましたと。少し少ないように見えるかもしれませんがと。

で、やっぱりちょっといただけないなと思うのは、他都市の例に倣ってと言っちゃうと、一遍にこのコンプライアンスが崩れるわけです。じゃあ、他都市の例がこうだったんで、別にその手続経なくてもいいじゃないかということになってしまうし、他都市の例が妥当であるかどうか、これは他都市のそれぞれの御判断なので、何とも言いようがないわけですが。統一的に何らかの指標として存在するわけじゃないし、政府におかれても具体的に何ぼにせえと言ってるわけでもないし、ということになれば、我々が持っている手続とルールの中で、こういうふうに決めましたという形で、やはり御説明をいただかないと、非常に残念なことになっちゃうと。これは組合

の皆さんもいろいろお考えになって、組合の立場からすれば、より多いほうがね——より多い方がええと言うと、ちょっと語弊があるかも分かりませんが、しかるべき金額を組合のほうからおっしゃるといふ、組合の御判断もあると思うんですね。それが少ないって言われちゃうと、組合、何しとったんやという話になりますよね。そういうものではないんだということを、やはりきちんと説明をいただかないと、どうもやっぱり議論が変な話になっちゃうんじゃないかなと、こう懸念するところでもありますけど、もう1回、ちょっとその辺りのお考えを、西尾局長、手をお挙げになったのでよろしくお願ひしますと、私が言っちゃうと委員長の、すみません、邪魔をいたしますけども。

- 西尾行財政局長 吉田委員のほうから御指摘あった点ですね、我々としまして、他都市の前に国との権衡というのをまず一番大事にしておるところでございます。これは地方公務員法でも求められているところでございますので、国との権衡で、この災害に対する手当がどれぐらい出てるのかということになりますと、1,000円以下、もしくは1,000円を若干超える1,080円でありますとかこういう金額、これをベースに案として考えさせていただきました。その中で、1日当たり1,000円ということで、我々その水準を考えさせていただき、組合のほうにもそれを提示させていただき、了解をいただいたということで、今回議案として提案させていただいている次第でございます。

ですから、他都市の例をとということになりますと、委員御指摘のように4,000円を出している仙台市もございしますが、基本的には国との権衡を意識しながら、他都市の状況を踏まえて、我々として必要妥当な額であるということで1,000円を提案させていただいている次第でありますので、何とぞ御理解いただければと思います。

以上でございます。

- 委員（吉田謙治） はい、以上です。

- 委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございますでしょうか。

（なし）

- 委員長（吉田健吾） では、この際、市長室・行財政局の所管事項について、御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（吉田健吾） 御質疑がなければ、市長室・行財政局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様へ申し上げます。

この際、地域協働局が入室するまで暫時休憩いたします。

当局がそろい次第、再開いたします。

（午前11時29分休憩）

（午前11時31分再開）

（地域協働局）

- 委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより地域協働局関係の審査を行います。

それでは、陳情2件について、一括して当局の説明を求めます。

増田局長、着席されたままで結構です。

○増田地域協働局長 地域協働局です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、陳情2件につきまして御説明申し上げます。

初めに、陳情第74号日本政府に女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書提出を求める陳情につきまして御説明いたしますので、陳情文書表を御覧ください。

こちらにつきましては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求める意見書を国に提出することを求めるものでございます。この陳情に対する神戸市の考え方を御説明いたします。

令和2年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画においては、諸課題の整理を含め、選択議定書の早期締結について真剣な検討を進めるとしております。

また、女性差別撤廃条約選択議定書には、条約に定める権利の侵害を受けた個人や集団が、女子差別撤廃委員会に救済を申し立てることができる個人通報制度がございます。この個人通報制度について、外務省による令和3年9月の女子差別撤廃条約実施状況報告では、条約の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度とする一方、受入れに当たっては、司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があるため、引き続き各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき真剣に検討を進めていくとしております。このようなことから、本市としましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、陳情第80号六甲アイランドのまちづくりに関する陳情につきまして御説明いたしますので、陳情文書表を御覧ください。

こちらにつきましては、六甲アイランド内に市の出張所を設置することを求めるものでございます。この陳情に対する神戸市の考え方を御説明いたします。

神戸市では、各区の状況や経緯などを踏まえ、区役所のほかに支所や出張所等の行政拠点を設置しております。より身近な所で保育所や高齢者支援について対面で相談、手続きができることは、市民サービスの向上につながるものだと考えております。しかしながら、既存出張所の窓口においても、取扱い業務は戸籍、住民異動、印鑑登録等の証明発行業務等に限定されており、保育所、高齢者支援などの相談業務は行っておりません。新たな行政拠点の設置には、施設と人員の確保が必要となりますが、相談業務などを幅広く取り扱おうとすれば、さらに体制の確保を含めた多額のコスト負担が生じます。加えて、設置場所の選定についても、それぞれの区の成り立ちや地域の状況、公共交通機関、周辺の公共施設や商業施設の状況などを含め、全市的な視点での慎重な検討が必要となります。

また、保育所の申込みや敬老パスの申請をインターネットで受付を行うなど、行政手続のスマート化や郵送申請により来庁が不要となる取組を進めており、新たな行政拠点の設置を検討する際には、そういった進捗状況も十分に見極める必要がございます。行政手続のスマート化を推進していく中で、自分で電子申請などの手続を行うことが困難な方へのサポートという視点は重要であると考えており、学園都市でスマートサポート窓口を試験的に設置するなどの取組を行っております。現時点で新たに保育所や高齢者支援などの相談機能を有する行政拠点を設置することは極めて困難であると考えておりますが、スマート化に対応できない方への対応も含め、引き続き市民サービスの向上の取組を丁寧に進めてまいります。

以上、陳情2件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し

上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、陳情第74号日本政府に女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書提出を求める陳情の関係分について、御質疑はございませんか。

○委員（大かわら鈴子） この陳情書の中にも書かれてありますが、ジェンダーギャップ指数について、日本は146か国中125位だということで、これはもうずっと長年、この低い状況が続いているんですね。去年かおととしか、一度116位ぐらいに上がったと思ったら、またすぐにこの125位ぐらいになるというところで。こういう状況が続いているわけなんですけども、これについてはどのように受け止められているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○三和田地域協働局部長 ジェンダーギャップ指数につきましては、毎年世界経済フォーラムのほうで発表されている数字だと認識してございますけれども、一般的に言われておりますのは、特に経済分野とそれから政治分野と、指標が4つほどあるんですけれども、申しあげましたその2つの分野で、特に神戸市の値が低いということが原因で、ジェンダーギャップ指数が他国に比べて低い数字になっているというふうに認識をしております。

○委員（大かわら鈴子） そうなんです。ちょっと経済分野のことも、ちょっと後でお伺いしたいと思うんですけれども。確かにこれ、順位だけの問題ではなくって、日本の女性がこういう劣悪な環境に置かれているということの現れですので、やっぱりそこはきちんと見ていかなければならないし、ジェンダー平等実現のためにも、特別な取組をしていかなければならないというふうに思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○三和田地域協働局部長 ジェンダーギャップ指数の観点でいいましたら、非常に幅広いといえますか、指数が大きく分けまして健康分野であるとか、教育分野、それから政治への参画、それと経済分野の4つの分野でどれだけ女性の進出が進んでいるかという観点で評価されている——国全体で様々な分野で女性の参画に前向きに取り組んでいかないと、なかなか順位は上がっていかないのかなというふうに考えております。

もちろん日本でも徐々に経済分野でも、特に経済分野では女性の進出が進んできてはおるかと思うんですけれども、それよりも他都市のほうが、さらに急激にそういう参画は進んでいるということもありまして、なかなか日本の順位が上がってこない要因になっているのかなというふうに思います。

神戸市でのジェンダーギャップの問題でしょうか。市の値が低いという——すみません、先ほどちょっと私が答弁で申し上げた内容で、ジェンダーギャップ指数、国の値が低いというのを、市の値が低いと言ってしまったみたいなんですけど、失礼いたしました。国の値が低いと訂正をさせていただきます。なぜその国の値が低いのかというのは、先ほど御答弁申し上げたとおり、日本ももちろん女性参画に取り組んでいる状況はあると思うんですけれども、それよりも他都市のほうが、より勢いよく女性参画が進んでいるということで、全体的にレベルが上がっていったということで、なかなか日本の順位が他国のほうに追いついていかないというふうな分析が、国のほうでもなされているのかなというふうに承知をしてございます。

○委員（大かわら鈴子） ちょっとさっき市のことも言っていましたけれども、身近なところで言えば、神戸市自体の状況がどうなのか、その積上げというところがね、やっぱりこれが影響してくるということで思いますので、ちょっと神戸市のその計画なんかも見てみましたら、な

かなかその目標値に対して届いていないというのがたくさんあると。審議会における女性委員の登用ですとか、これは令和7年までに40%に引き上げるということなんだけども、令和4年では30.6%。それから課長級以上の職員に占める女性職員の割合、これ目標は22%ですが19.4%だとか、係長級でしたら30%の目標に対して21.2%とか。そういうのがありますので、やっぱりここをいかに引き上げて、令和7年度目標を達成するかというところの取組が、もうやっぱり求められると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○三和田地域協働局部長 今御指摘いただきましたのは、神戸市の男女共同参画計画第5次計画で定めている目標数値のことについて、御紹介いただいたかと思うんですけども、幾つかの指標を定めておまして、特に市の管理職に占める女性職員の割合であるとか、男性育休の取得率であるとか、この辺りは所管のほうが行財政局になってまいりますので、ちょっと当局のほうで御答弁申し上げるのは難しいんですけども、市の審議会における女性委員の登用率につきましては、所管課が行財政局と共管にはなるんですけども、昨年11月に全庁に通知文を発出したしまして、登用の促進について、市長も御出席されている場で直接幹部職員のほうに通知をしておりますので、また今年度末に、毎年登用率のデータを取っておりますので、その状況を見ながら、もし改善が見られないのであれば、またさらにちょっと踏み込んだ手だてを取っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（大かわら鈴子） 今、ちょっとこの部分は行財でというお話があったんですが、この1つの計画の中で、ここは行財だから、ここはこちらの担当だからというふうに分けてやっていくのが本当に効率的なのかなというふうに思うんですね。やっぱりここ、全体的に所管を、この計画自体を所管しているのはこちらですよ、こちらで見たらっしゃるんですよ。だったら、やっぱりその辺は、いや、この部分は分かりませんかじゃなくて、きちんとそこら辺りは全体を引き上げるのにどうするかという、そういう計画もきちんと持つべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○三和田地域協働局部長 この神戸市の男女共同参画計画は、当然、神戸市全体の男女共同参画に関する目標、計画を定めたものでございますので、当然、様々な部局で連携しながら取り組んでいくべき内容が多数含まれているというふうに承知をしてございます。その進捗につきましては、こちらのほうで取りまとめをいたしまして、男女共同参画の審議会のほうで、有識者のほうにも御意見をお聞きしながら、計画、目標の達成に向けて毎年、進捗状況を確認しながら進めているところでございますので、そういった場には当然、関係部局も出席をさせていただいて、有識者の御意見も踏まえて新たに取り組むべき施策を考えていってるところでございまして、そういう意味では全庁挙げて取り組んでおるといふふうに承知をしてございます。

○委員（大かわら鈴子） 細かいところは各部局でいろいろと携わるところがあるだろうから、それは具体的にはそういうところがあると思うんですが、計画としては、こちらの局で進捗状況どうなのか、個々にどういう対策が必要なのかというところは、きちんと評価をし、改善をしていくという、そういう旗振りは必ずしていくところが要だと思います。それがここだと思うんですよ。だから、それをぜひしていただかなければ、なかなか目標に達成しないと思うんです。目標値は行きそうですか。

○三和田地域協働局部長 まず、令和7年度末の目標でございまして、今必ずその達成ができるかどうかというのは、この場で申し上げるのは難しいですけども、その中でも市の男性職員の育児休業の取得率につきましては、目標値30%に対して、もう既に令和4年度で49.2%と目標を

達成してるところでございますので、確実に目標達成できている項目もあれば、これからあと令和5年、6年、7年と3年間の間に、数値がどのような推移していくかというのを見ていく必要があるかなというふうに考えてございます。

- 委員（大かわら鈴子） もう令和6年になったんですね、だからあと1年ということになりますから、その辺はしっかりと目標達成に向けてということで強化をするべきところは——達成しとうところは、もうそれで達成できたらいいということであると思いますので、まだのところをしっかりと強化をしていくということが必要だと思っておりますので、その辺はやっていただきたいと思っております。

それから、先ほど賃金の話もありましたけども、このモニタリング指標のところでは挙げられています男女の賃金格差ですね。これ、1985年に日本が女性差別撤廃条約に批准して以降、男女賃金格差の縮小ということで、国連の女性差別撤廃委員会から繰り返し是正勧告を受けているというふうな状況であると思うんですけども、現状で言えば、生涯年収で比較すると1億円の差があるんだということがずっと言われてきています。その要因としては、女性に非正規の方が多いとか、管理職が少ないとか、そういうところにあるということも言われてきておりますが、やっぱりこれまで女性の方がたくさん働いてこられた介護やとか、福祉やとか、保育だとか、そういうところの賃金自体が、全産業平均から見てもかなり低いということが、やっぱり大きいと思うんですね。

これ、個々のところを見てみましても、兵庫県の一般労働所定内賃金のうちの男性100のうち、女性が76.2という指標になっておりますので、やっぱりここはしっかりと引き上げる、ここへもう神戸市としても切り込んでいく必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

- 三和田地域協働局部長 男女の賃金格差の問題につきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、様々な要因が、構造的な要因も大きいかなというふうには考えてございますけれども、その1つとして、やはりその介護分野であるとか、そういうエッセンシャルワーカーと言われる方の賃金が低いということは一般的に言われておりますけれども、処遇改善に向けて国もいろいろと手当を出したりとか、取組は進めていっている現状があると思っておりますので、そこで一定改善は、徐々にではありますけれども図られていっているのかなというふうには考えてございます。

ただ、やはり一番経済的な要因として大きいのが、この女性が育児とか介護などで、一旦正規職員として就職をしましても、途中で辞めてしまわれる方が、出産を機に辞めてしまわれる方が大体今でも3割程度、全体の3割程度いらっしゃるって、その後、なかなか育児が一段落して復職しようとしても、再就職しようとしても、なかなか正規の職で再就職できずに、非正規就労されている方が多いといったような状況があると思っておりますので、やはり女性が育児をしながら働き続けやすい環境整備というのが、非常に日本政府全体として大事になってくるのかなというふうに考えておまして、それに向けて国でもいろいろ今、フレックスタイム制の導入であるとか、在宅勤務とか、そういう女性が働き続けやすい制度の導入に向けて国も動いていっているところがございますので、そういう働きやすい環境づくりが進んでいくことが、男女の賃金格差の解消に徐々に繋がっていくのではないかなというふうに考えてございます。

- 委員（大かわら鈴子） 国のほうではもっと頑張ってもらわなあかんということもありますし、それから神戸市で見ましても、以前、議会でも指摘をしましたが、神戸市職員で見ても、やっぱり低賃金である非正規職員が多いと。その7割以上が女性であるというような数字もありますから、やっぱりこういうところは他局とも連携して正規化のための取組をするとか、やっぱりそう

ということが要るのではないのでしょうか。

○増田地域協働局長 どういう形で職員の雇用を進めるか、どういう雇用の形態を取るのかというのは、あくまでも行財政局のほうで考えていくことかというふうに認識をしております。

以上です。

○委員（大かわら鈴子） 行財政局任せではなくて、こちらとしては、その女性の状況、低賃金である、こういう状況を改善するために、やっぱり非正規ではなくて正規で働く、こういう取組が要るんじゃないですかということ言ってるんですね。先ほどの御答弁でもありましたようにエッセンシャルワーカーなんか、本当に全産業、比較しても低いということがありますからね、その辺の処遇改善も含めて、こちらから働きかけをすとか、こういうジェンダー平等の観点からの働きかけをするというところ、こういうことをやっていくべきではないのでしょうか。

○増田地域協働局長 地域協働局といたしましては、男女共同参画計画を所管しておりますけれども、これは全庁的な取組であるというのは、先ほども御答弁を申し上げております。それぞれの局を横串で動く必要があると思っております。地域協働局としてはそういう立場で、この男女共同参画推進計画というのは進めていくべきものだというふうに認識しております。そういう立場で各局と一緒に、男女の計画の推進について取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（大かわら鈴子） 横串を刺して、各局と一緒に取り組むということはもちろん必要ですけども、やっぱりそこできちんと全体を見て、どこが改善が要るのか、どこが足りないのかというところ、それを見て、それを改善していくという役割は、やっぱり男女共同計画を所管をしているこちらだと思いますので、ぜひそこをきちんとやっていただきたいということを申し上げておきます。

各項目なんかこれまで聞いてきたんですけども、現状を打開して、ジェンダー平等社会、ここへもう本当に大きく進めていくためにも、今回の女性差別撤廃条約の選択議定書の批准が、やっぱり何よりも大きな力になるというふうに思いますので、早期締結に向けて、後押しをしていくということが、神戸市にも求められているというふうに思います。意見書はやっぱり必要だというふうに思います。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございますでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 次に、陳情第80号六甲アイランドのまちづくりに関する陳情について、御質疑はございませんか。

○委員（大かわら鈴子） これまで六甲アイランドですとかポートアイランドの行政窓口の設置ということについても、私たち会派としても繰り返し求めてきたんですけども、それに対して検討を進めるとの答弁が以前あったんですが、検討状況はどうでしょうか。

○保科地域協働局副局長 先ほど冒頭でも申し上げましたように、新たな行政サービスの拠点を設置するというのは、多額のコストが必要となりますし、設置場所の選定等についてもそれぞれ区の地域の状況ですとか、公共交通機関、周辺の公共施設、商業施設の状況等を含めまして、全市的な視点での慎重な検討がまだ必要であると考えております。

ただ、一方でそもそも市民サービスの向上という観点での御質疑であったと思いますので、市民サービスの向上の観点からは、区役所への来庁が不要になるようにということで、保育所の申

込みですとか、敬老パスの申請など、インターネットで受付を行うなど、行政手続きのスマート化、郵送申請の取組というのは、それ以降も進めてきております。引き続き、来庁が不要となるようなDX化の検討を進めるなど、市民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

- 委員（大かわら鈴子） 今回の地域の方が、住民の方に取りられたアンケートなんかも見せていただいたんですが、これ六甲アイパークが新設されたことに伴って、どんな店舗や施設が必要ですかということでアンケートを取られているんですけどもね。やっぱりそれを見ましたら、飲食店やとか、本屋さんやとか、いろいろ希望が出て、たくさん出てるんですけども、その中でも行政施設ですね、支所なんかも含めて、これがやっぱり欲しいという方が4割以上の方がお答えをされているんですね。今、行かなくてもいいようにするんだというようなお話もありましたけども、最初に言われたように、やっぱりそこは限られるんですよ、そういうサービスが利用できるという方。そういうことが利用できない方が困ってらっしゃるわけですから、そういう方々に対しての行政サービスをどう提供していくかということを考えれば、やっぱりきちんと窓口なり、支所なり、出張所とかそういうのを設置をしていくということは必要なんじゃないかというふうに思います。

この区の地域ですとか公共交通機関、あそこは六甲ライナーなんかで行っても、往復すれば500円かかるとかね、皆さん言ってらっしゃいます。住吉まで行って、区役所まで行って、手続きをして帰ってくると、本当に高齢者の方が多いということで、荷物を押し車で押しながら行かれて、本当に大変だというお話も伺っていますし、ある方は、御家族が亡くなられて、その手続きで何回も区役所に行かなあかんかったということで、本当に負担が大きかったというようなお話もあったようです。

だから、そういうことから見ても、やっぱり行政サービスの向上ということで考えれば、きちんと今、2万人を超えて、人口が張りついているということですので、やっぱりその辺は考えていくことが必要なんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

- 保科地域協働局副局長 やはり拠点の設置につきましては、繰り返しになりますけれども、多額のコストがかかりますので——ただそういう御意見があるということも、六甲アイランドだけでなく、広くいろんな所からお声というのはお聞きしておりますので、限られた予算と人的資産をどのように配置していくかというのは、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

やはり、あと例えば高齢者の方で、デジタルに苦手を感じられるような方につきましては、企画調整局のほうで、区役所でのデジタル相談というのを拡充していくことになっておりますので、そうしたことから御支援していきたいと考えております。

以上です。

- 委員（大かわら鈴子） なかなかデジタル相談だけでは、日常的に使いこなせるように、どれだけの方がなれるのかなというふうには思います。

ちょっとこれ持ってきたんですけども、これは久元市長の選挙のときに出された公約の政策集をコピーしてきたんですが、1つは中央区における政策、久元喜造の政策ということで、こういうふうに書かれています。ポートアイランドの活性化ということで、ポートアイランド内に引越シーズンにおける臨時行政窓口を開設するなど、行政サービスの充実に努めますということが掲げられているんですね。もう1つ、こちらが東灘区における政策ということで、ここの中で六甲アイランドを再び輝くまちにしますということで、六甲アイランド内に引越シーズンに

おける臨時行政窓口を開設するなど行政サービスの充実に努めるんだということで、公約として掲げられているんです。市長もこうやって充実することが必要だということをお認めになってるから、必要だということで公約に掲げられてたと思うので、それなら局長、しっかりと予算要求をして、これ多額の費用がかかるんだったら、ちゃんと要求してつくるべきではないでしょうか、いかがですか。

- 保科地域協働局副局長** 先ほどの引っ越しシーズンのお話もあったかと思うんですが、引っ越しシーズンにつきましては、もともと繁忙期で、いろんな方がお待ちいただいている状況がありまして、昨年度から、繁忙期対策というのは各区役所のほうでも力を入れております。御指摘にありましたように、出張相談窓口につきましても検討は一旦しておりますけれども、やはり区役所の限られた人員を振り分けることで、より効率が悪くなってお待ちいただく時間が長くなるというような課題もありましたので、まずは区役所のほうでできるだけお待ちいただかないようにということで、いろんなファスト窓口をつくったりですとか、スムーズに流れるように区内で応援を出してということに取り組んでおります。

DXのほうでも、国のほうでもしておりますけれども、引っ越しワンストップサービスということで、転出のときにお手続にわざわざ来庁いただかなくてもいいようにという制度もできておりまして、一定御利用いただいておりますので、そういったところを進めていきたいと考えております。

以上です。

- 委員（大かわら鈴子）** 市長は、六甲アイランド内とポートアイランド内に必要だと。区役所まで来てくださるのではなくて、そこに必要だということ言われてるんですけど。
- 保科地域協働局副局長** 学園都市のほうにデジタルサポート窓口というのを設置しておりまして、そちらのほうで一定の御相談を遠隔で受けたりですとか、窓口のほうでも御相談を受けるようなことで、現在、試行的にやっております。そういうデジタルサポート窓口みたいな拠点を、今後、六甲アイランドですとかポートアイランドで展開できないかというようなことも検討はしておりますけれども、まだまだデジタルサポート窓口の課題が多いということもありますので、引き続きいろんなことを試行しながら検討していきたいと考えております。
- 委員（大かわら鈴子）** デジタル窓口だけではなくて、ちゃんと行政機能をしっかりと張りつけるということで市長、言われてますからね。これは市長公約ですから、これ進めるべきであるというふうに思います。

それから、これだけではなくて、市長は六甲アイランドまちびらき30周年記念誌ということで——2018年に出されて、6年前の分ですかね、そこの中でも言われているんですね。誰でもが必要な医療、福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができるような、新しい取組を進めていきますと、こういうことに言及をされているわけなんですけど、やはりこういう発言を問題意識を持ってされているんですから、局としてはそこを達成のために取り組むべきじゃないんでしょうか。

- 保科地域協働局副局長** 繰り返しになりますけれども、非常に高額のコストがかかるということもありますので、引き続き全市的な観点から慎重に検討していきたいと考えております。
- 委員（大かわら鈴子）** はい、もう繰り返しですので終わりますが、もう市長が言われているんだから、しっかりと局長、求めてください。

以上です。

- 委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。
（なし）
- 委員長（吉田健吾） では、この際、地域協働局の所管事項について、御質疑はございませんか。
- 委員（平井真千子） 神戸市の公式noteを拝見しておりましたら、つい先日行われました地域課題の調査チーム、若手職員を集められてということが載っております、非常に増田局長らしいプロジェクトをされたなと思っております。若手の方たちの自発的な課題発見から、とにかくまちに出てやらせていこうということで、3人から5人でつくる18チームが、いろんな地域でフィールドワークをされたということで、ちょっとその成果みたいなのところも聞いてみたいと思うんですけど。やっぱりコロナで区役所の職員でさえ、まちに出ていく機会というのが減って、コロナ禍ではなくなって平時に戻ったとはいえ、一旦なくなった関係というものが、なかなか先輩から引き継いでいくということができてないと思うんですけども、そういった観点からも、この成果みたいなのところを、ちょっとお聞かせをいただけたらなと思います。
- 増田地域協働局長 今御紹介いただきました、若手の職員を中心にして、それぞれ関心のある小学校区を選びまして、数名職員がチームを組んで、様々なデータを見るだけでなく、地域を歩いて、地域の方の声も聞いて、その地域の課題を把握して、それを解決できるアイデアをみんなで考えるという、そういう取組をさせていただきました。これは今年度で終わるわけではなく、来年度も引き続き継続をしていきたいというふうに考えております。
- 委員御指摘のとおり、やはりコロナ禍の影響は非常に大きくございまして、区の職員もなかなか地域に出る機会というのが減っておりますので、そういうところを課題というふうに考えた1つの解決策ということで、研修の意味合いが大きいかなというふうに考えておりますけれども、そういう取組をさせていただきました。
- 今御紹介ございました18チームがそれぞれ小学校区で、いろんな調査と検討をしまいでました。やはり通常の業務を抱えながらの中での調査と検討ですので、これは正直言います、18チームの中でも様々な検討がなされておりますので、一概に成果として何かあったというふうに申し上げるのは難しいんですけども、やはり若い職員ならではのアイデアですね、新たな発想で提案があったりというふうな事例もございましたので、直ちに施策につながるものがあるかどうかというのは、少しこれからまた考えていく必要はございますけれども、少しでもそういう若手職員の発想というのは、今後生かしていきたいというふうに考えております。
- 以上です。
- 委員（平井真千子） 今の若い方って、すごく真面目だし、仕事に対しても真剣さもあると思っておりますし、それと優しいというのが若い人に私、すごく感じるところで、人への気持ちに寄り添う力とか、共感する力、そういう何か人間的な優しさみたいなのが、今の20代とか30代の方なのかなというふうに思っているんですけども。その一面、ちょっと怒られたときに弱いであるとか、人間関係の中でそういう壁を感じやすいようなところもあるのかなと思うんですが、この方たちの発表なんかを聞いてまして、でも、そういう世代がまちに出ていくことの何か、成果じゃないけれども、こんないいところがあるなみたいな、もし発見とかがあったら教えていただきたいです。
- 増田地域協働局長 確かに真面目な職員が多いかなというのは実感としてございますけれども、やはりそれぞれ地域の方の直接声を聞いて、いろいろ考えていくという、そのプロセス自体が非常に職員にとってはよかったんではないかなというふうに考えております。なかなか直接じっく

りと地域の方のお話を聞く機会というのはございませんので、それは、繰り返しになりますけれども、非常に大きな刺激になったのではないかなというふうに考えております。地域に寄り添った視点というのはやはり大切ですので、そういう視点を持って、若い職員が——若い職員だけではないんですけども、我々職員みんながそういう視点を持って、仕事に当たっていきたいというふうには考えております。

以上です。

- 委員（平井真千子） 地域と行政の在り方みたいなことの見直しじゃないですけども、強化とか、いろいろな課題解決が求められる中で地域協働局ができて、いろいろ新しい動きも求められてきて、御苦勞の多い1年だったんじゃないかなと。局長におかれては御苦勞が多かったんじゃないかなとも思うんですけども、分かりやすい成果じゃないけれども、やはりこういう若い方に新しい動きをしていただくというのは、非常にいいことだなと私は思っているし、これからもぜひ続けていただきたいと思います。

久元市長がその発表に参加されてメッセージを送ったということも、そのnoteに書いてあるんですが、地域で見たこと、感じたことを抽象化して、ここはこんな地域だとせずに、この具体的な事実のままに受け止めること。野良猫のような視点になって見る、と。役所で議論している課題を忘れて、市の職員であることも忘れてって、すごく面白い表現だなと思うんですけども。その若い人なりの感性で物事を、上からこう言われたからということじゃなくて、抽象化して、しっかりまちの状態を捉えて、それを今度自分たちの施策の中に落とし込んでいくというのは、非常に大切な指摘を、やっぱり市長はされているなと思いますので、こうしたことに積極的に時間を割いて参加しようってしている若手の職員を、今後もしっかりと神戸市の組織の中で生かしていける、施策として生かしていけるような取組をお願いしたいなど。増田局長におかれては、また現場感のある仕事に戻られても、しっかりそのことを生かしていただければなど、一言、言いたかったので、よろしくをお願いします。

- 委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございますでしょうか。

- 委員（大かわら鈴子） 区役所窓口の民間委託について、ちょっとお伺いしたいんですけども、今回、見直しということが表明をされまして、兵庫と北神については7年度の契約更新時に見直すんだということをご答弁でされていたというふうに思います。

これ、7年度の契約更新ということなんですけど、タイミング的にはどの辺りで判断をすることになるのかということと、その見直し時に、具体的にどういう基準で、どのように見直すのかをちょっとお聞きしたいと思います。

- 保科地域協働局副局長 現在の兵庫と北神が7年度の9月までですので、6年度中に予算要求の場面で一度検討をする時期が参ると思っております。やはりそのときには、基準としましては、今回、予算の質疑で申し上げましたとおり、やはり人件費がどの程度になるかというのが1つの基準として必ず判断することになります。

以上です。

- 委員（大かわら鈴子） その人件費の高騰の問題なんですけども、経費削減効果が望めないということも言われていたと思うんですが、仮に受託企業が人件費を、もうぎりぎりまで下げてきたと、こうなったらその提案を受けるんですか、どうですか。

- 保科地域協働局副局長 提案をされるということは、そのときにプロポーザルなりが開催されているということになりますので、そこまでに社会状況等を判断して、プロポーザルに出して、そ

の仕様書に求められていることが、どの程度きちんと遂行できるように書かれているかとか、提案内容をきちんと判断しての結果になると考えております。

- 委員（大かわら鈴子） 私、答えてほしかったのは、やっぱり地域協働局で、先ほども議論をしました女性の低賃金の話とか、非正規の話とかを議論しましたが、やっぱり低いからといって効率化だけを求めて受けると、そういうことになってはあかんなど。それは大問題だなというふうに思っているから申し上げたんですね。

この地域協働局がどんどん率先して、そのワーキングプアを生み出すようなことは絶対にあってはならないというふうに思いますし、これやっぱりこういうところ、効率化を優先して民間委託を進めていったら、こういう矛盾が出てくるということに、どうしてもぶち当たると思うんですけど、いかがでしょうか、その辺りのお考えを聞かせてほしいです。

- 保科地域協働局副局長 そもそも市民サービスの提供という観点から、必ずその基準を下回るということがあってはなりませんので、そういうところに委託している——現在もしていないと考えております。ワーキングプアのお話もありましたけれども、ただ現在委託している企業のほうで、それぞれの賃金というのを我々は把握しておりませんが、それなりにやはり実績を積みまれて、ちゃんと評価されるべき社員を評価していくシステムになっているということは、提案でもお聞きしておりますので、きちんとその辺りは、それぞれの企業の中で判断していただいていると考えております。

- 委員（大かわら鈴子） 賃金を把握していないこととされていますが、やはり区役所で働かれている方が、どういう労働環境で働かれているか、どういう待遇になっているのかというところは、きちんと把握をしていく責任があるのではないかとこのように私は思います。

私たち、当初からの区役所の窓口の民間委託については、継続性やこの低賃金の問題ですね、それから個人情報保護の観点ですとか、偽装請負とか、現場の混乱とか市民サービスの低下とか、いろいろな問題があるということで、これは中止をするべきだというふうに申し上げてきたわけですけども、もう事ここに至っては、早く中止の決断をして、直営に戻すということをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 保科地域協働局副局長 予算の審議のときにも申し上げましたように、そのときの社会状況等で判断していきたいと考えております。

- 委員（大かわら鈴子） 判断延ばせば、現場にもまた影響が出てまいりますので、やっぱり早期の決断をしていただきたいというふうに思います。今、ほかの会派も含めて、その直営ということが出てきてますからね。きちんとそこは決断をするべきであるということを申し上げておきます。

以上です。

- 委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

- 委員長（吉田健吾） 他に御質疑がなければ、地域協働局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

既に審査時間が2時間を経過しておりますが、休憩をせずこのまま意見決定に入りたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、当局が退室するまでお待ちください。

（午後 0 時16分再開）

（午後 0 時16分再開）

○委員長（吉田健吾） それでは、これより意見決定を行います。

それでは、予算第48号議案令和 5 年度神戸市一般会計補正予算のうち本委員会所管分については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたします。

次に、第94号議案神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第70号ミャンマー軍が実施した徴兵制に対し、ミャンマーの若者たちの安全確保を要請する意見書提出を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（浅井美佳） はい、打ち切りです。

ミャンマーの現状については、外務省同様、ミャンマー情勢が年々悪化していること並びにミャンマー国軍が平和的な問題解決に向けて取り組むことなく緊急事態宣言を繰り返し延長していること及び空爆などの暴力によって、多くの無辜の市民が日々死傷している状況を深刻に懸念いたします。

また、我が国として現在、ミャンマー国軍に対しても、安全で阻害されない人道アクセスを認めるよう引き続き強く求めており、ASEANとの連携をより強化し、事態打開に向けて取り組んでいる状況です。

一方で、陳情の中の徴兵制の撤廃を求める点については、内政不干涉の原則に当たるため、打ち切りとさせていただきます。

○委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

○委員（原 直樹） 現在のミャンマーの情勢を鑑みると、本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置は継続すべきであると考えますが、ミャンマー避難民の積極的な受入れや奨学金プログラムの創設などは、国の権限を持って国で検討すべきですので、審査打切といたします。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） この陳情者の方のおっしゃっていることは、誠にもっともでありまして、日本政府においても、先ほども少しありましたけど、ちょうど今年の 2 月 1 日に外務大臣の談話というのが、皆さんも御存じ、出ておりまして、ごく簡単にいいますと、先ほどもありました空爆も含めての暴力の即時停止、それから被拘束者の解放、さらに民主的な政治体制の早期回復について具体的な行動を取るよう一貫して求めてきたということを談話で外務大臣がおっしゃっております。また、さらに事態打開に向けたASEAN諸国との取組を最大限応援を、これまでもしてきておりますし、これからも難民も含めての支援を行いたいということでもありますので、陳情者は今回、徴兵制の問題をおっしゃってこられておりますけれども、そもそも目的が、先ほど

もありました、このミャンマー市民に対する暴力行為の継続のためということが、当然想定されているわけでありまして、断じて許されるものではないという考えにあると思います。そういう意味で、日本政府においても、十分その陳情者の認識を踏まえて対応しているものであるというふうに考えております。

ということで、陳情の扱いとしてでありますけれども、自民党さん、日本維新の会さん同様に、審査としては打切りをせざるを得ないんでありますけれども、私ども公明党市議団として、こういった陳情の趣旨を踏まえて、あえてでありますけれども、現ミャンマー政府の市民に対する暴力行為を即時停止するとともに、新たな徴兵制の実施を中止し、一日も早く民意に沿った政府の充実のための支援を表明しておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。マイクをお願いします。

○委員（大かわら鈴子） 採択を主張します。

ミャンマー国軍がクーデターで不法に政権を奪ってから3年ということになりますが、この間、本当にたくさんの方が亡くなられたりとか、犠牲になられています。そして、無差別攻撃ですとか、もう本当に空爆とかが続いているという、本当に大変な状況がずっと続いていると。そんな中でも、大多数の国民が、国民統一政府を支持して、弾圧に抗してデモや不服従の運動が続けられているという状況になっております。国際社会ではASEANが中心となって、各当事者と180回以上、協議を続けるなど、外交努力を本当に強められているということになってきています。

今回の徴兵制についてですけども、軍事支配が揺らぐ中で、その中で暴力的支配を続けようと強行してきているものだというふうに思います。国会で2021年6月に、参議院、衆議院ともにミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の回復を求めるという決議が行われています。この決議の中では、軍指導部に対して民間人に対する残虐行為の即時停止、不当に拘束された人々の即時解放、それから人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復ということを求めています。国際社会と連携して、あらゆる外交資源を駆使して実現をということで、強く決議が上げられていると、求められているというものであると思います。

これ陳情者が今回求められている緊急避難措置の継続ですとか、避難民の受入れは人道的観点からも行われるべきものであるというふうに思います。それから、21年の参議院、衆議院、両院の決議を実行するという事は、国際社会やASEANの努力を後押しして、ミャンマー軍を包囲することで早期解決の力となる重要なものであると思いますので、そのためにも神戸市からも意見書を上げることは重要であるというふうに思います。採択です。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 陳情第70号につきましては、打切りでございます。

陳情のこの内容に書かれておりますミャンマーの若者たちの未来を守ることは当然でございますが、先ほどからもございますとおり、ASEAN諸国と我が国も努力をされておられます。また、外交案件でございますので打切りとさせていただきます。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 打切りです。

○委員長（吉田健吾） 上原委員。

○委員（上原みなみ） ミャンマーへの支援は切実な現状により賛同いたしますが、ミャンマー軍の徴兵制を中止するという陳情内容については、内政干渉になるため審査打切です。

○委員長（吉田健吾） 以上のように、各会派の御意見は採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。まず、本陳情について、採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第71号旧統一教会及び関連団体と関わらない市政の実現を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（浅井美佳） 打切りです。

旧統一教会及びその関連団体との関係については、自由民主党は一切関係を持たないとする基本方針を取っています。反社会性が明らかになり、解散命令請求も行われた今、そのような団体と関わりを持たないというのは決議をするまでもなく、各議員が当然判断することなので、打切りとさせていただきます。

○委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

○委員（原 直樹） 世界平和統一家庭連合、旧統一教会によって長年生み出されてきた被害は、悪質かつ重大なものであり、我が党としても被害者救済のための立法措置にこれまでも尽力してきました。また、文部科学省では宗教法人法に基づく質問権を行使したり、被害を訴える元信者らへの聞き取りをすることにより、献金集めの方法や組織運営の実情などの調査を進め、昨年10月13日、教団に対する解散命令を東京地方裁判所に請求しました。

したがって、神戸市議会はこのような宗教法人とは一切関係を断つべきであると考えますので、採択を主張します。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） この陳情の趣旨、誠にごもつともなことだというふうに判断しております。行政も、私たち議会も、旧統一教会及びその関連団体との関係はもう断絶すべきだと、今も自民党さんからもありましたけれども、これも当然のことであると考えております。

そもそも旧統一教会及びその関連団体の活動が、思想信条の自由であったり、信教の自由であったり、こういったことは憲法及び関係法令で守られているわけでありまして、そもそも守られる対象であるのかどうかということが問題になったわけでありまして。この点について、政府は既に同団体の反社会的活動に鑑みて、団体の解散請求を裁判所に求めておりまして、司法機関の判断はこれからでありますけれども、解散請求の重みを考えますと、既に信教の自由等に関する問題ではないというふうに考えております。むしろ同団体の活動の問題は、この人類の普遍的価値である思想信条の自由であったり、信教の自由をむしろ害するものであるということでありまして。その意味で、行政や政治家、政党との関係を断絶すべきは当然であり、政府の解散請求によって、その方針も明確になったものと思います。

ただ、手続上のことで誠に恐縮なんでありますけれども、本陳情は神戸市会として関係断絶の決議を求めるということでございまして、決議ということの、議会の決議というこの趣旨からい

たしますと、全会一致でやるというのが本来だというふうに思います。ちょっと他会派の御判断を伺った上では、残念ながら決議をするということについては打切りとせざるを得ないと考えております。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。マイクをお願いします。

○委員（大かわら鈴子） 採択です。

統一教会やその関連団体が、反社会的団体であることは既に市長自身も認められておりますし、神戸市としても一切関わりは持たないということも、副市長や局長も含めて発言をされています。行政側の態度は示されているのですから、やっぱり議会側としても、きちんと態度を示すべきであるというふうに思います。

この間、関係断絶の決議を上げた自治体を、統一教会が取消しを求めて訴えるということがありましたが、先日、訴えを退ける判決も出されました。その中で決議は、信教の自由を侵害するものではないとの言及もされております。統一教会をめぐる問題では、被害者の救済がほぼまだ進んでいないとの報道もありますし、新たな被害者を生まないためにも、毅然とした対応等が求められているというふうに思います。

神戸市では、議員の関わりということも明らかになったこともありますし、今後一切、関係を持たないという議会としての明確な意思を示すべきであるというふうに思います。採択です。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 今、決議に対して取消しの問題等、訴訟が上がっております。その中で、裁判所の判断の中で、もうこの決議自身、法的効力がないというふうになっているところがございますが、旧統一教会及び関係団体と関わらないということ、市民の皆さん方にお示しをするということは、ある程度必要だというふうに考えますが、会派といたしましては、議員個人の判断で意を示したほうがいいと思いますので、打切りとさせていただきます。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 打切りです。

○委員長（吉田健吾） 上原委員。

○委員（上原みなみ） 陳情趣旨にあるように、神戸市会議員の紹介により、市職員が旧統一教会関連行事に参加したり、寄附受領があったりしたことは、残念ながら事実であります。他都市議会が議員及び行政が教団との関係を一切断つことを決議している中、市議が関わりを持った事実がある神戸市会こそ、関係断絶の決議をすべきと考えることから採択です。

○委員長（吉田健吾） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について、採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第73号選択的夫婦別姓の導入に向け一日も早い民法改正を要請する意見書提出を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（浅井美佳） 打切りです。

現在、国内では世代を問わず様々な立場から議論が行われていますが、残念ながらいまだにその議論が成熟した状態とは言えません。第5次男女共同参画基本計画において、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、さらなる検討を進めることとされています。国の動向を見守りたいと考えるため、結論を出さないことにしたいと思います。

○委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

○委員（原 直樹） 我が国はジェンダー格差が大きく、世界に後れを取っております。婚姻後の社会活動への影響を鑑み、長年選択的夫婦別姓に関する議論が続いていますが、いまだ導入には至っておりません。日本維新の会は、選択的夫婦別姓を実現し、結婚後も旧姓を用いて社会経済活動が行える仕組みを構築し、時代に応じた改革を推進しておりますので、採択を主張します。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） この問題については、過去にも何度も陳情が出てきておりました、その都度申し上げておりますけれども、私ども公明党としては、ぜひ民法改正をもって選択的夫婦別姓を実現をしたいという考えでありますし、私個人としても、もう3年以上前になりますけれども、たまたま、それこそネット上で私も見た神戸市主催の男女共同参画の、たしか行事だったと思うんですけども、そこで大学生の方と研究者のお2人の女性にたまたまお会いをして、それが御縁で、彼女たちの陳情を議会に提出したいということでお手伝いをした経緯がありますので、それ以降、この陳情文書に示されている問題状況というのは理解をしているつもりであります。

その後も、今回もまた改めて陳情ということが出てきたわけですが、その都度申し上げていることは、確かにこの選択的夫婦別姓の制度というのは、我々の思いとしてはできるだけ早く実現をしたいということでもありますけれども、その必要性というのは、もう言うまでもありませんけど、簡単に言えば、やっぱり平等原則といいますか、男女という性差で差別や不都合、不利益があってはいけないということでもありますので、当然の原則なんですけど、一方で、男性、女性の役割とか、仕事上の云々ということに対しての、残念ながら十分理解が得られてないといえますか、考えの違いがあります。日本の伝統的な家庭生活の在り方とか、そういったことが持ち出されるわけでもありますけれども。

じゃあ、その考え方が、一方的にそれは駄目なんだと言い切ってしまうかどうかという、それもやっぱり1つの思想信条の自由なので、それをどこまで法で制約ができるかという、そういう問題が一方であるわけです。そういうことからいたしますと、この平等原則も、それから思想信条の自由というのも、当然、日本国憲法に書かれているわけですけど、あえて言えば人類の普遍的価値でありますから、当然ながら我々としても慎重に考える必要がありますし、こういった具体に出てくる選択的夫婦別姓という課題についての理解を深めるということが、まず第一にやっぱり我々がやんなきゃいけないことで、そのための議論とか啓蒙啓発活動を十分やれてるかといったら、残念ながら今の段階では十分にこういったことが実現でき得てないんじゃないかというふうに思っております。

一方で、陳情者の思いとしてよく分かるんですけども、1日も早くと。とにかく国で民法改正、

批准の問題もありますけれども、結論を出せというようなお求めなんですね。お気持ちは分かるんですけども、ある意味で、多数決で決めてしまうということは、その思想信条の自由における1つの価値判断を法的に強制するということになりますので、それはやっぱり慎重にやるべきだろうというふうに考えております。

一方で、陳情者の方も、あるいはこれまでも、国際社会における世論の議論が出てくるんですね。この反対される方は、それはその国の人たちはそう思うんだったら、勝手に思っとけど。我々はこうなんだというふうに、認識の違いがあるんだということをよく言われるんでありますけれども、しかしながら現実的には、これほど世界がボーダーレス化して、私がお会いをした女性の研究者の方も、これよく言われることなんですけど、論文を出すときに非常に困るんだと、自分の実績にもならないし、姓が変わってしまいますとね。それほどにやっぱりボーダーレス化が進んでいる中で、日本人固有の何とかがあっていうのを持ち出すことが本当にどうなんかということも、ぜひ考えていただかなきゃいけないことだと思います。それは日本人のアイデンティティーなんだと言えば、確かにそうなんだけども、その日本人のアイデンティティーとされてきたものが、全く普遍であるかどうかというのは、それは議論のあるところなので。こういったことを変化に対応していくということも、非常に必要な問題だと思いますので——大分長くなりましたけれども、国においても、また我々神戸市においても、この選択的夫婦別姓で問われていることを、もっとやはり議論をし、啓蒙啓発活動をもっと盛んにして、その上で、判断をすべきことだと思いますので、現状としては残念ながら、今直ちにその批准をするとか、民法改正を求めるという段階には至っていないというふうに思っておりますので、趣旨は十分理解しておりますし、そうあるべきだと思っておりますけれども、陳情としては打ち切りをさせていただきたいと思っております。

○委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。

○委員（大かわら鈴子） 採択です。

夫婦同姓を義務づけているのは、世界でも唯一日本だけであり、国連女性差別撤廃委員会からは、再三、是正勧告を受けているという状況です。同姓規定の結果として、95%の女性が結婚によって改姓を余儀なくされていると。こういうことがずっと続いています。キャリアの面などでも多くの不利益を被る要因となっておりますし、また改姓は事務的な煩雑さや様々な不利益にとどまらず、女性のアイデンティティーに関わる人権問題ということが重要だと思います。この陳情の中で述べられていますが、経済同友会や経団連からも、選択的夫婦別姓の法制化を求める要望が政府に提出されるなど、社会全体が今大きく動いています。この時期にこそ、陳情者の言われるように、神戸市から意見書を上げることは大変重要だと思いますので採択です。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 陳情第73号につきましては打ち切りでございます。

国の第5次男女共同参画計画においても、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、さらなる検討を進めるということもございまして、国の動向を注視したいと思っております。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 打ち切りです。

○委員長（吉田健吾） 上原委員。

○委員（上原みなみ） 日本では、現在の夫婦同姓制度により、結婚したくてもとどまる女性が多くいます。家族の在り方はそれぞれでよいというのが選択的夫婦別姓であるはずなのに、現状では一律の家族制度を押しつけてしまっており、通称名の拡大で解決するような問題ではありません。

ん。陳情趣旨に賛同し、採択です。

- 委員長（吉田健吾） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について、採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

- 委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第74号日本政府に女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書提出を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

- 委員（浅井美佳） 打切りです。

外務省による女性差別撤廃条約実施状況報告では、注目すべき制度である一方、司法制度や立法政策との関連でも問題の有無を課題とされていること、また、第5次男女共同参画基本計画において諸問題の整理を含め、選定議定書の早期締結に向けて真剣な検討を進めるとされており、こうした国の動向がありますので、今後も注視していくべきと考え、我が会派は結論を出さないことにしたいと思います。

- 委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

- 委員（原 直樹） 女性差別撤廃条約選択議定書は、国連総会で決議、採択されたものの、我が国ではいまだ批准されていません。女性差別は個々の女性の人権侵害だけでなく、社会全体の発展と繁栄を妨げます。真に平等で公正な社会を実現するためにも、この議定書を批准すべきであると考えます。そのために本市からも意見書を提出すべきであると考えますので、採択を主張します。

- 委員長（吉田健吾） 公明党さん。

- 委員（吉田謙治） 結論から申し上げますと、先ほどるる民法改正のほうでお話をしましたので、簡潔に申し上げたいと思いますけど、趣旨としては全く当然だというふうに思っております。批准をするということは、当たり前ですけれども、国内法の整備を図らなければいけないということが義務化されるわけでありまして、先ほど申し上げたような事情でそれはなかなかやはり、日本国内においては難しいと言わざるを得ません。そういう意味では非常に残念ながら、国際社会の中でも大変残念な状況に日本があるということでもありますので、我々公明党としては、1日も早く国民全体のやっぱり理解を深める、そういうことをやっぱりこれから努力をしていかなければいけませんけれども、陳情そのものとしては打切りとせざるを得ませんので、そうしたいと思います。

- 委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。

- 委員（大かわら鈴子） 採択です。

国会の議論でも、この間の検討を通じて、課題となっていた個人通報制度の受入れは人権を保障し、条約の実効性を担保する注目すべき制度だとの認識で一致をしています。そしてもう1つ

の司法の独立性を侵すものではないという認識で政府も一致をしています。個人通報制度を受け入れる障害はクリアされているという状況にもうなっています。あとは早期締結に向けて進むべきときであるというふうに思います。その後押しをするためにも、神戸市から意見書を上げるべきであるというふうに思いますので、採択です。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 陳情第74号につきましては打切りでございます。

国の第5次男女共同参画基本計画におきましても、諸課題の整理を含め、選択議定書の早期締結について真剣な検討を進めるとございますので、国の動向を注視したいと思います。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 打切りです。

○委員長（吉田健吾） 上原委員。

○委員（上原みなみ） 陳情趣旨には十分に賛同しております。ただ、議定書が定める個人通報制度は、現状では日本の司法、立法制度等の関連が整備されないと実効性が望めないで、国の動向を見守るしかないとの考えにより、審査打切とします。

○委員長（吉田健吾） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について、採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第80号六甲アイランドのまちづくりに関する陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（浅井美佳） 打切りです。

六甲アイパークの開業によって、六甲アイランドがまた一段と活気づくことは、我が会派としても大変期待しているところです。一方で、出張所に関しては、ほかの区からも同様のニーズがある中で、現時点では全市的な観点を含め、当局の説明を了とし、打切りとさせていただきます。

○委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

○委員（原 直樹） 日本維新の会は、行政手続のオンライン化、リモート相談窓口など、住民や事業者が区役所に来庁せずに済む環境づくりの拡充やインターネットの普及による高齢者や低所得者世帯を中心としたデジタルディバイド、情報格差の解消に向け、共生型ネット社会を推進しております。よって、本陳情は審査打切といたします。なお、当局に対しては、島外に行くことが困難な方が、e-KOBEや市公式LINEなど、活用していただけるように、スマホ相談窓口のさらなる拡充を要望いたします。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） この六甲アイランドにお住まいの方、特に陳情者の方からすれば、身近にそ

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

以上で、意見決定は終了いたしました。

次に、自由民主党さんより意見書について御提案があるとあらかじめお聞きいたしております。御用意されている文案を配付の上、御説明をお願いいたします。

○委員（平井真千子） 意見書案を朗読させていただきまして、提案の説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大をし、大きな被害をもたらしました。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えています。さらに、医療従事者や病床の不足が解決できず医療崩壊の危機を招くという、想定されなかった事態も発生したところです。今後30年以内に高い確率で首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が予想されていますが、東日本大震災の際には道路を塞ぐ震災瓦礫の撤去の遅れのため、支援物資の輸送にも遅れが生じ、被災地方自治体の機能停止も問題になりました。また、本市が経験した阪神・淡路大震災では、自衛隊の災害派遣出動の遅れをはじめ、関係省庁からの情報収集が十分に行えず、首相官邸に伝わらなかったという問題点が指摘されたことは、政府も教訓として強く認識されているところです。

我が国は、これまで緊急事態の発生に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきましたが、従来の法体系では限界があることが判明しました。感染症は全国に影響を及ぼし、大地震などの自然災害では、どこの自治体であっても被災地になり得るのであって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは全国的な喫緊の課題です。国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにあります。国民は緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備について国会が建設的な議論に取り組むことを期待しています。よって、国におかれては、緊急事態に対応できるよう、関係法令の在り方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します、という意見書でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（吉田健吾） 以上のとおりですが、何か確認等ございますでしょうか。

○委員（大かわら鈴子） この意見書についてなんですけども、私たち会派の幹事長のところへ、しらくに議員が持っていらっしゃったということで聞いております。議会に意見書を提出するので検討してほしいと、そのときそういうふうに言われたそうなんです、その委員会での発議という御説明はなくて、そのことは、だから私たちはそれ認識をしてなかったんですね、委員会発議になるということは。

どうされるのかなという話で、それこそ議運での発議をされるのか、どうされるんやろなということでは話をしていたんですが、私がこの委員会で発議をされるというふうにお聞きしたのが昨日、お昼前にこちらに来まして、そのときに事務局のほうから、今日、発議になりますということをお聞きをいたしました。私は、だからここの担当の委員ではありますが、実際には直接は御説明を受けていないんですね、そういう発議をしますということについても。これ、今までのルールからいいましたら、1週間前なり期間を取って、担当委員に発議をする旨の説明が

あるというふうに思っていたんですが、やっぱりそのルールが形骸化されるようなことは、お互いにやるべきではないんじゃないかなというふうに私は思っています。

私自身も、急なお話でしたので、きちんと検討もできていませんから、今回は一旦取り下げて、次回出し直すということにはしていただけないかと、この辺御検討いただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○委員（平井真千子）　しらくに幹事長がどのような説明をされたか、詳細には私も承知をしておりますけれども、ただ各会派の幹事長さん、各会派の取りまとめをされるお役目の方として、御説明をした中で、他会派からは発議の方法とかに、特に疑義の声とかもなかったということでお聞きをしておりますので、その点もし疑問がおありでしたら、説明を受けた幹事長さんのほうで会派の意見を聞かれて、またこちらに御意見として返していただけたらよかったのかなという思いはしますが、御意見としてお聞きはしますが、本日の私の提案に対しての各会派の御意見で決めていただければ結構かと思えます。

○委員長（吉田健吾）　他に。

○委員（大かわら鈴子）　あまり納得はできないですけど、これ直接、担当委員のところに発議をしますよという説明もしていくということではなかったですか。

○委員長（吉田健吾）　すみません、特にルールとして私は認識しておりませんし、それをしないといけないというような規定はないと認識しておりますので、このまま各会派の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（大かわら鈴子）　それでは、ちょっと、そういうことでしたら、この中身についてもちょっと御質問をさせていただけたらと思うんですが、よろしいですか。

この意見書案の中で、ちょっと質問をしていきたいと思うんですけども。この中身を見ましたら、新型コロナの感染拡大時に、医療従事者、病床の不足が解決できず、医療崩壊の危険を招いたということも挙げられているんですけどね、これは緊急事態条項がなかったからでもなし、従来の法体系の限界のせいでもないのではないかなというふうに私は思うんですね。新型コロナの拡大による医療崩壊というのは、背景にはそれまで社会保障の予算を削減してきた歴代政権の、新自由主義の政治がやっぱりあるというふうに思います。長年の社会保障費抑制政策で、病院の統廃合が行われて、病床数が大幅に削減されてきたこととか、保健所の統廃合で各区にあったものが1か所にされてしまったとか、それに伴って医師や保健師が大幅に削減されたとか、こういうふうに医療も公衆衛生も弱体をさせてきたことが原因だと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○委員（平井真千子）　緊急事態に関する国会審議を求める意見書であって、別に緊急事態条項の設置を求める意見書ではありませんので、ちょっと今、その点、誤解があったのかなというところと、それと感染症対策についても、やはりここにも書いておりますけれども、新型インフルエンザなどでは、その流行の後に特措法というような動きがあったんですけども、今回、コロナ禍においては、初動を保障するような法整備ということが足りなかったのではないかなという声は、世論としてあると認識しております。

○委員（大かわら鈴子）　だから、その法の限界というよりは、やっぱり法整備をきちんとやっっていけば、それは機能するわけでありまして、それから緊急事態条項ということでないということであれば、これは憲法改正というところは全く関係ないという理解でいいんでしょうか。

○委員（平井真千子）　今、大かわら委員がまさにおっしゃったように、法整備によって解決して

いく課題があるということで、そのような広く法令の整備を求める、そのような国会審議と、そして国民的議論の喚起を要望するというのが、この意見書の要旨でございます。

○委員（大かわら鈴子） それだったら、今回これ、緊急事態に関する、この決議を上げるまでもなく、今のままでも機能をしているというふうに思います。ここの中で言われています災害時の分ですよ、瓦礫のことですか、いろいろそんなことも幾つか言われていまして、被災地のところですよ。被災自治体の機能が低下していることとか、そういうこともありますし、応急措置のこととかもありますけども、これらについてもこの間、法改正が行われて、既にもう対応ができるようにも変わっています。ということで、わざわざ上げる必要はないのではないかとこのように思うんですが。

○委員（平井真千子） もう本当に直近の新型コロナ禍を取りましても、神戸市とか全国的に、例えばワクチンの配付の体制で非常に混乱が生じたりということ、各自治体も経験してきた中で、例えば神戸市としては、政令指定都市としてそういった面について、より権限移譲を求めていくべきじゃないかということも私たち感じて、本当に実態として感じてきたところでございますし、まだまだ国の組織体制であるとか法整備の面で、十分なものとは思っていない。それが国民世論であると私としては考えまして——私としてというか、今回考えまして、この意見書を提出させていただいております。

○委員（大かわら鈴子） ちょっと確認をしたいんですけども、緊急事態条項ではないと。

○委員（平井真千子） どこにも緊急事態条項と、その憲法の議論としては書いていないです。

○委員（大かわら鈴子） はい、じゃあその上で、緊急——何でした、何て言葉を使ってはったかな、緊急事態に対応できる関係法令ということで言われているんですが、じゃあこれをやれば先ほどのワクチンのことですね、それがどう改善をされることになるんでしょうか。

（「議事進行」の声あり）

○委員（吉田謙治） 少なくとも共産党さん以外は決議しようかという話になって、ちょっと逆にお伺いしたいのは、ここで例えば大かわら議員が納得をされたとしたら、ここで結論が出せるのか。あるいは、先ほど冒頭おっしゃっていたように、私だけではという話になると、会派へお持ち帰りになってね、もう1度議論されるということになると、あまりここで私たちが同席している場でやり取りをすべきかどうかと。お伺いしていると、賛同した我々も、逆に言うと、議員間討議みたいな話になっちゃうんですけども、それをここでやるかどうかということがあると思うんですね。でき得れば、我々としては——我々と勝手に言っちゃったらあれですけど、少なくとも私ども公明党議員団としては、この御趣旨も、それから文案についても、特段異論ありませんので、もしも御異論があつてなかなかこれは賛同し難いということであるのであれば、ちょっとなかなか委員会発議でここで議決してね、じゃあ本会議に上げましょうということが、ちょっと現実的には無理なんじゃないかなと。先ほど申し上げたように、ここで大かわら議員が納得さえすれば、ああ、そうですかということでオーケーしてくれるんだったらいいけど、それはできるのかなと思ったりするんですけど、できないということになったら、もう一旦ちょっと自民党さんと共産党さんとで御相談いただいて、まだ議運も先にありますし、実際に決議するのは本会議でやるわけですから、文案調整等々は私たちも、もしも変化するのであれば当然対応させていただきたいと思っておりますし。ちょっとここで議論することにどれほど意味があるのかなと思うんですが。すみません、失礼ながら、委員長、御差配いただければありがたいと思います。

○委員長（吉田健吾） 大かわら委員に申し上げますが、会派としての自由民主党から共産党への

提案というのは受け付けてらっしゃるという認識なんですけども、それはそれで正しいでしょうか。（発言する者あり）

その上で会派としての御意見もお持ちということでもいいでしょうか。それであれば、この場で意見表明をしていただいても差し支えはないのかなと思うんですけども、それはいかがでしょうか。今、いろいろと御質問された上で採否というか、お考えが変わることがあるのであれば、聞いていただければと思うんですけども、それが無いようであれば、このまま意見を表明してもらうというように進めさせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員（平井真千子） 私としても委員長のおっしゃるとおりで、事前に意見書案ということは各会派の幹事長さんには駄目だという話だったんですけども、回らせていただいた中で、それほどこれまでの例と違って、特殊な手続をしたという感じはしておりませんので、意見決定していただけたらと思います。

○委員（大かわら鈴子） この案については、やはり私たちはいろんな面での問題があるということで、ちょっとお聞きをしたかったんです、いろいろとね、その中身についてどうなのかということをお聞きしたかったんですが、それでその問題が解決するかどうかというところは、聞いてみないと分からないと思うんですが、意見集約するというのであれば異論ありません。

○委員長（吉田健吾） それでは、各会派の御意見をお伺いいたします。

日本維新の会さん。

○委員（原 直樹） 我が国において緊急事態が発生した場合に、従来の法体系では限界があることが判明したのであれば、憲法を改正して緊急事態条項を設けることについての是非を議論する必要があります。また、緊急事態条項に対しては、権力の暴走を懸念する意見もあり、期間や地理的範囲をどのように制限するかも検討しなければならず、そして事後的な検討も不可欠であります。よって、日本維新の会は現状の文章のままであれば、この意見提出に対しては反対の意見を表明いたします。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） どうしても、やっぱり先ほどから議論があるように、何か憲法改正のきっかけというか、それをつくらんがためにこの意見書を出すのかという懸念はされるのかなというふうに思います。しかしながら、先ほど自民党さん御説明あったように、やっぱり現在の法制度で不備があるのはもう明らかだと思うんですね。ちょっと私びっくりしたんですけど、共産党さんが現状のままでいいって、機能してるっていうのは、ちょっと大変な驚きなんですけど。少なくとも今、能登の地震対応で、我々が、私どもの国会議員も頻繁に行ってるんですけど、やっぱり阪神・淡路の震災を経験した神戸市に問合せがあるんですね。これ、東北の地震のときもそうだったんだけど、あまり長々とは言いませんけども、具体的に申し上げますと、例えば災害瓦礫の問題なんかも、片づけようと思ったって仮置きする場所がない。そうすると、どっかで焼却しなきゃいけないんだけど、もうかなり昔の話だけど、阪神・淡路のときは、実は都市計画法の制約があって、焼却場を設置するのに3年以内という何か制約がありましてね。それ以上やっちゃ駄目よと——駄目とは言わないんですけど、都市計画法にのっとる都市計画決定手続が要るんだとなっていて、3年で片づいてよかったんですけど、片づかなかつたらどうしたのかねと。それはいまだに解決されてない問題だし、あるいは財産権——これは憲法に関わってくる話なんですけども、仮設住宅をどこに建てるかで、本当は我々神戸市の場合も、壊れてしまったおうちの跡に建てたらいいじゃないかっていうことをさんざん言ってたんですよ。でも、それは認めら

れなかったし。今、能登でも同じです。何のインフラもないところに仮設をいつ建てるんだということもあるので、あるいはいろんなそういう細かい部分なんですけども、能登の場合、あんまり区分所有法の関係ってないかもしれないけれども、阪神・淡路のときに我々が非常に苦労したのは、区分所有法だったんですね。再建をしようとしている人がほとんどだったのに、4分の3の決議が要るんだと。その後、いろいろと区分所有法については、今も国交省で議論されてるわけでありましてけれども。

とにかく不備だらけなんですよ、言えば。兵庫、長田区の皆さんもあのときに困ったのは、私道だったら、もうこれ全部自分で直せですわね。ところが、公道ののり面が私有地だというのが今でもいっぱいあるんですよ。地震どころか台風で私有地ののり面が崩れた、神戸市、どない言うかといったら、自分で直せって言うんですよ。上、公道ですよ。なのに自分で直せって言って、災害のときどうしたかといったら、特別措置で、私有地であるこののり面を公共移管すれば、つまり神戸市に寄附すれば先に直してあげようっていう措置を取ったんです。でも、これはいまだに法的に言うと、そんな制度ないので違法な措置になっちゃいます、いまだに。そうすると、公道の、私有地ののり面どうするんだっていうのは、いまだもって何回も私、言ってますけども、実際としては何もできないっていうことで——数年前の台風で水が出て、高取山登っていく道の所に私有地ののり面があって崩れた、全部直そうとしたら3,000万かかるって言われた、で、結局、最終的にはどうしたかという、御本人さんの負担300万で、残り2,700万は神戸市が出しました。けれども、それを法的に言ったら、制度がないから、本当は理屈では出さないんですよ。

そういったことを30年近くたってても——あえて言うとな、私ども公明党も政権与党だから偉そうに言えないけれども、30年近くたってても、現実起きることの法的な対応ってできてない。もっと言えば、緊急事項だ云々というの、そりゃ憲法上必要なんだけど、本当に法令レベルでやんなきゃいけないことをほったらかしにしてるじゃないかと、声を大にして私は言いたいわけです。それはみんな怒るよと、東北地方だって、能登だって。だから、こういったことはやっぱり真剣に、喉元過ぎれば熱さ忘れるっていうことになってんじゃないのと。被災した神戸市民の1人としては当然思います。やるべきことは当然やってほしいというのが市民の願いだし、今回、自民党さんから御提案があったときに、ああ、本当に改めてそうだねと。我々ができなかったことは能登でもできないんですよ、今も。そういうことをいつまで放置するんだと。

それともっと言えば、南海・東南海地震がこの30年以内にやってくるということで、そもそもいろんな準備をしなきゃいけない。我々市民も、もう1度改めて、阪神・淡路のことを思い出して準備と言ったらあれですけど対応しなきゃいけないねっていうときには——ときを考えると、まさに時宜を得た意見書ではないのかなというふうに思いますので、文面のそれぞれの言葉の問題はいろいろ修正があっても私どもは構わないと思います。それはそれぞれの御意見ですから、ただ、やはりこの時期に、こういった国会の審議を求める意見書を出すということは、非常に大事なタイミングだし、大事な内容だと思いますので、私どもとして賛同させていただきたいというふうに思います。

○委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。

○委員（大かわら鈴子） 賛同できません。

自然災害ですとか感染症などによる緊急事態については、災害対策基本法ですとか、新型インフルエンザ等対策特別措置法などでこれまでは対処してきました。長きにわたる新型コロナウイルス

ルス感染症の拡大時にあっても、従来の法体系で対応してきました。今、おっしゃったように、足らず、それから改正しなければならないとか、それぞれ多々あるところは、改正をしながら、この間、ずっと来ているというそういう事実もあります。個別法が想定していない事態はやっぱり起こり得ることであるということはあると思います。ただ、この緊急事態に対応する広範な議論をということになれば、無条件で際限がない。やっぱり危惧するのは、この憲法改正につながると、そういうことに道を開くのではないかというところの危惧があります。先ほど、維新の方も言われていましたけども、やっぱりそういう懸念がありますので、これは承知できません。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 賛同いたします。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 一応、賛同。

○委員長（吉田健吾） 上原委員。

○委員（上原みなみ） 賛同します。

○委員長（吉田健吾） 各会派の御意見から、現状では本委員会として意見書を取りまとめることは困難であると判断されますので、本件については、今後、会派間で御協議いただきたいと存じますので、御了承願います。

○委員長（吉田健吾） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

（午後1時9分閉会）